

議 事 日 程 第 3 号

平成24年9月10日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	佐 藤 兵 議員	2 番	高 橋 義 和 議員
3 番	小 久 保 広 信 議員	4 番	我 妻 徳 雄 議員
5 番	木 村 芳 浩 議員	6 番	高 橋 嘉 門 議員
7 番	小 島 卓 二 議員	8 番	高 橋 壽 議員
9 番	白 根 澤 澄 子 議員	10 番	佐 藤 忠 次 議員
11 番	遠 藤 正 人 議員	12 番	堤 郁 雄 議員
13 番	工 藤 正 雄 議員	14 番	齋 藤 千 恵 子 議員
15 番	島 軒 純 一 議員	16 番	海 老 名 悟 議員
17 番	相 田 克 平 議員	18 番	渋 間 佳 寿 美 議員
19 番	相 田 光 照 議員	20 番	中 村 圭 介 議員
21 番	山 村 明 議員	22 番	鈴 木 章 郎 議員
23 番	山 田 富 佐 子 議員	24 番	佐 藤 弘 司 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	小 川 正 昭	建 設 部 長	唐 澤 一 義
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	金 屋 慶 助
選挙管理委員会 事 務 局 長	高 橋 龍 一	代表監査委員	高 野 欽 一
監 査 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 利 信		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	後 藤 俊 英	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	渡 部 真 也

午前１０時００分 開 議

○佐藤 兵議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第３号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○佐藤 兵議長 日程第１、一般質問を行います。
順次発言を許可いたします。
一つ、学童保育事業について外３点、８番高橋壽議員。

〔８番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○８番（高橋 壽議員） 私の質問は、１．学童保育について、２．発達障がい児の支援について、３．小学校のスタート支援員、特別支援教育サポーター、学習チューターの来年度以降の実施について、４．東京電力柏崎刈羽原発にかかわる問題についての４点です。

第１の質問は、学童保育についてです。

市内の学童保育所は現在22カ所、小学生約970名が入所しています。入所児童は毎年ふえ続けています。ほとんどの学童保育所は、父母会などでつくる運営委員会組織が一般の民家を借り上げて運営をしています。市が建設した学童保育所は１カ所もありません。しかし、全国的には自治体が設置する学童保育所が半数を超えているのが実態です。県内でも、酒田市や天童市、南陽市では市が建設しています。山形市では、小学校の余裕教室を積極的に活用しています。学童保育事業は、市行政が責任を持つ、つまり公的責任を明確にして運営されるべきものと考えています。米沢市も、この点で言えば市が学童保育施設を建設すべきものと考えますが、いかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

次に、発達障がい児の支援策について伺います。

３月議会でこの課題について質問いたしました。当局の答弁は「プロジェクトを立ち上げるなどして、この課題に取り組んでいきたい」というものでした。そこで、その後の取り組みについて現状をお知らせください。

私は、米沢市にお住まいの障がい児の障がいの早期発見や療育と訓練をどうするかという課題については、米沢市が取り組んでいくと同時に県も置賜地域の課題として取り組む必要があるというふうに捉えています。県の発達障がいを持つ子供の療育訓練センターは、庄内地域と内陸地域にそれぞれ１カ所となっています。内陸地域では最上、村山、置賜の３地区を上山の療育訓練センターが担うことになっています。上山の療育訓練センターは長年、受診するまで半年待ちといった状況が続いてきました。最近では、小学校の高学年あるいは就学直前のお子さんたちは受診もままならないという事態になっているというふうに聞いています。米沢市に置賜地域をカバーすることができる療育訓練機能を持つ施設を早期に県が設置するよう、県に対して強く要望していくべき時期と考えますが、御見解を伺います。

次に、小学校のスタート支援員、特別支援教育サポーター、学習チューターの取り組みは来年度以降も引き続き継続していく必要があると考えますが、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

市教育委員会は、2010年度から小学校１年生を入学後半年間、児童と担任をサポートするスタート支援員を配置し、成果を上げてきました。学校現場からも評価されている事業です。この事業の財源は、県の緊急経済対策の臨時雇用事業で対応してきました。県はこの事業を今年度で終了する予定です。したがって、来年度以降もこの取り組みを継続しようとする、新たな

財源を確保する必要があります。新たに財源を確保して、来年度も継続すべきものと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

最後に、東京電力新潟県柏崎刈羽原発に対する米沢市の対応にかかわって、伺います。

3月議会の代表質問では、刈羽原発をどう見ているのか当局の考えを伺いました。これに対し当局は、「東京電力福島第一原発と同じような事故が起こった場合は、米沢市にも相当な被害を及ぼすことが想定される」との認識を示されました。「そうであれば、東京電力と常時、相互に情報交換や、米沢市から働きかけができるようなルートをつくっておくべきではないか」とたどしました。当局は、「新潟県、山形県などと広域的な働きかけが必要と考える。したがって、山形県とも協議しながら対応を考えていきたい」という趣旨の答弁をいたしました。私は刈羽原発の廃炉を求めるものですが、現時点でとるべき対応として、まず東京電力福島原発の事故が及ぼした放射能汚染や風評被害なども含めた直接的な被害に加えて、山形県民や米沢市民が刈羽原発に対して常時おびえ続けなければならない精神的な苦痛、ストレスなどを考えれば、さらには現状の福島第一原発の損害、被害の対応を考えるならば、刈羽原発を監視できるような体制をつくっていくべきものと考えています。

新潟県下自治体では、原発周辺自治体が東京電力と安全確保に関する協定を締結し、再稼働問題など住民の声を反映できるようにしています。「米沢市民にも被害が及ぶものと想定される」というのであれば、米沢市も新潟県下自治体に倣って東京電力と安全協定を締結すべきものと考えますが、いかがお考えなのかお伺いしたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

○佐藤 髯議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの高橋壽議員の御質問にお答えいたします。

私からは、発達障がい児の支援についてお答えいたします。その他につきましては部長よりお答えいたします。

本市では、5歳児の発達について心配されている方を対象とした「5歳児発達相談」を平成22年度から実施しております。山形県でも平成21年度から発達障がい児に対する早期サポート事業を米沢市立ひまわり学園に委託し、発達障がい児の早期の窓口相談、支援、母子のサポートを行っています。さらに、置賜保健所においても子供の発育、発達等の問題から育児不安を抱える母親に対する子育て支援相談を実施しております。さらに、24年度は発達障がいへの理解と支援技術の向上を目的として、保育士、幼稚園教諭、子育て支援スタッフ等を対象にした子育て支援地域ケース検討会を開催しております。このように多くの相談窓口が設けられ、また各種の事業を行っているところですが、保護者からは「どこに相談したらよいかわからない」「一貫した養育支援が必要」との要望も寄せられております。また一方で、平成23年に障害者自立支援法及び児童福祉法の改正があり、児童発達支援センターを整備し、発達障がい児を含めた障がい児支援の強化を行うことが必要になりました。

そこで健康福祉部では、社会福祉課、こども課、健康課の関係3課で構成される「障がい児支援業務ワーキング会議」を本年2月に立ち上げ、発達障がい児を含む障がい児支援業務についての適正なあり方を検討してまいりました。会議は先進地視察を含め7回実施し、「障がい児支援を一括して行うことができる体制をつくるべき」「相談業務を含めた専門的な窓口が必要である」などの検討結果に達しました。この結果を踏まえ、どのような体制が最善であるかを精査しながら、組織の見直しも含め現在検討

を行っております。

続いて、県に対して本市に療育支援センター設置を要望することについてお答えいたします。

医療、機能訓練、生活指導の専門機能を有し、総合的な療育サービス等を提供する施設として、山形県立総合療育センターが上山市と鶴岡市に開設されております。特に上山市の総合療育センターは、発達障がいにおいて診断から療育まで総合的に行える点では県内唯一の施設となっております。このことから、受診希望者が多く、先ほど御質問にもありましたが置賜地域でも多くの方が上山市での受診を希望していらっしゃるが、約4カ月待ちという状況であります。

総合療育訓練センターに設置されている発達障がい者支援センターへの米沢市在住児童の相談延べ件数は、平成23年度は79件ありました。県の委託事業としてひまわり学園で実施しました平成23年度の発達障がい児に対する早期サポート事業への個別相談件数は61件で、発達支援の「まめっこくらぶ」や「じょいなすくらぶ」に通所している人数は22人、延べ172人でした。

こういった実情から、身近なところで早期に診断を受け、療育できる総合的な支援体制が望まれますので、今後は置賜地域に総合療育訓練センターを設置していただくよう、県に対して強く要望していく考えであります。

私からは以上です。

○佐藤 禰議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、学童保育事業についての本市の学童事業の方針についてお答えいたします。

本市の放課後児童クラブの創設は、地域の篤志家による放課後の児童見守りに端を発するものでありまして、その設置場所も民間の家屋を利用しておりました。このような本市における放課後児童クラブの設立経過から、放課後児童クラブの設置場所や設置・運営主体につつま

ては、現在に至るまで特定の施設や設置・運営主体を限定せず、地域の特徴や実情に即して、運営上適切な施設や設置・運営主体による放課後児童クラブの設置をお願いしております。

現在、本市には27カ所の学童保育所がございまして、そのうち3カ所を社会福祉協議会が児童センターで運営し、そのほか24カ所を保護者会、父母会、運営委員会、NPO法人などによりクラブ自体の施設、民間の借り上げ施設、地域のコミュニティセンター、学校を使用して実施されております。これら27カ所の放課後児童クラブは、それぞれの地域の実情に即し、学校や地域の各種団体、保護者などと良好で緊密な連携のもとに、充実した特色ある運営を行っていただいているものと認識しております。

一方、児童福祉法におきましては、放課後児童健全育成事業は市町村のみならず社会福祉法人やそのほかの適切な者が行うことができるとされております。また、市町村の責務としましては、放課後児童健全育成事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施すること、またその利用促進について努力義務が規定されているものであります。したがって、本市における放課後児童健全育成事業が良好に実施されていること、法において放課後児童健全育成事業は社会福祉法人やそのほかの適切な者が実施することができることなどから、本市における放課後児童健全育成事業の実施につきましてはこれまでの方式を踏襲したいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 禰議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、スタート支援員、特別支援教育サポーター、学習チューター派遣事業についてお答えいたします。

まず、これら3つの事業の内容と成果について御説明いたします。

初めに、小学校スタート支援事業についてで

すが、近年「小1プロブレム」と呼ばれる小学校1年生の学校不適応がふえてきており、学級経営が困難な状態も見られるようになってきました。また、学校生活へのリズムの切りかえなどにも時間がかかる子供が多くなってきており、入学後、長期にわたり個別の指導が必要な児童がふえてきています。このような実態を受け、小学校入門期は幼児教育と学校教育の相互のよさを生かしたきめ細やかな指導がさらに求められてきていることから、小学校1年生入門期の不安を解消し、良好な学校生活への適応を図るため、スタート支援員を配置して児童の学習や生活全般の支援を行うものです。

平成23年度は8名の小学校スタート支援員を配置し、小学校8校に派遣しました。平成24年度は9名を配置し、小学校9校に派遣しています。特に小学校1年生の担任補助や個別指導の必要な児童への学習支援、集団生活への適応のための支援などを重点的に行い、児童の学習意欲の向上、学習習慣の定着などとともに、小学校入学時の不登校の未然防止や児童の情緒安定に大きな効果が見られました。結果として、小学校1年生の学校不適応が減少したというふうに捉えております。

続きまして、特別支援教育サポーター派遣事業について御説明いたします。

心身に障がいを持つ児童生徒は年々増加傾向にあり、その障がいに合わせ求められる教育的ニーズも多様化してきております。特に肢体不自由障がいを持っている児童生徒の場合は、移動や食事、排せつなど多くの支援が必要なことから、特に重い障がいを持つ児童生徒が在籍している学校へ特別支援教育サポーターとして介護補助ができる職員を配置し、安心・安全な学校体制を確立するとともに、障がいを持つ児童生徒の介護のサポートを行うものです。

平成23年度は5名の特別支援教育サポーターを配置し、小学校5校に派遣しました。平成24

年度は7名を配置し、小学校7校に派遣しています。特に肢体不自由障がいや重い知的障がいを持った児童が在籍している学級に配属し、学習支援や生活支援を行いました。教室移動や体験活動などでのサポートができ、保護者や教職員も安心して各学校の教育活動上重要な役割を果たしていました。

最後に、学習チューター派遣事業について御説明いたします。

本市の教育課題の一つである学力向上を図るための事業であり、基礎的、基本的学力の定着を図ること、個に応じた指導を行うことを目的とし、小学校において担任を補助し、児童の学習を支援するための学習チューターを配置し、小学校へ派遣するものです。

平成23年度は7名の学習チューターを配置し、小学校7校に派遣しました。平成24年度も同様の配置をしています。特に複式学級での担任補助や、個別指導の必要な児童への学習支援、習熟度別学習などを重点的に行った結果、児童の学習意欲の向上、学習習慣の定着などの効果が見られました。

これらの3つの事業につきましては、緊急雇用創出事業を活用して短期的に実施しているため、平成24年度で終了予定となっており、今後は学校の要望を聞きながら、これまで取り組んでおりますスクールガイダンスプロジェクト事業の中の学校支援として引き継いでいくつもりです。また、県の各種加配教員、別室登校加配や児童生徒指導加配など、また避難児童生徒支援のための加配措置などもありますので、国や県の動向を見ながら、これらの事業の成果を生かしていくようにしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、「東京電力と、

柏崎刈羽原子力発電所について協定を結ぶべきではないか」についてお答えいたします。

原子力発電所において事故などが発生した場合には、基本的な情報の流れとして原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力事業所から国や所在県、市町村に通報され、国は原子力緊急事態が発生したと認めるときは原子力緊急事態宣言をして、対象となる市町村等の区域に対し避難のための立ち退きあるいは屋内への退避の勧告または指示が出されます。

昨年の福島第一原子力発電所の事故では、原子力発電所から50キロメートル以上離れたところにおいても避難が必要な地域があり、広範囲な被害が発生いたしました。柏崎刈羽原子力発電所において原子力災害が発生した場合、やはり放射能汚染が一番心配され、健康被害への対応が憂慮されることになると考えております。本市においても、風向きや吾妻山、飯豊山の位置関係によりまして、放射線被害の影響を受ける可能性があるものと考えております。ただ、原子力災害を受ける可能性のある範囲を想定してみますと、本市だけではなく県内全地域何らかの被害がある可能性があるのではないかと推測しているところでもございます。福島原発の原子力被害の経験を踏まえましても、本市だけでなく広域にかかわる問題であると考えているところであります。

山形県におきましては、地域防災計画の見直しの中で原子力災害対策を追加したところであります。対応する内容といたしましては、福島原発と同様の事故について近隣県である宮城県や新潟県などの原子力発電所においても発生する可能性があるという認識はしているものの、屋内退避マニュアルにおいて対応することとなっているところであります。

本市といたしましても、柏崎刈羽原子力発電所で原子力災害が発生した場合、屋内退避を超える事態を想定する必要があると思っております。

ですが、当面は県の屋内退避マニュアルに沿った対応となります。そのように考えておりまして、山形県にも働きかけながら、広域的な対応を行っていく必要があると思っております。

このようなことから、東京電力と協定を締結することにつきましては、米沢市単独で締結するのがよいのか、県や近隣市町村と連携を図って共同で締結するのがよいのか、さまざま市民の安全・安心に資するかを総合的に研究していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○佐藤 元議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） それでは、療育センターの件で確認と再度お願いをしたいと思います。

市長答弁では、県のほうに強く今後この問題では要望していきたいという御答弁でした。ぜひお願いしたいわけですが、この課題につきましてはこの間、共産党市議団の予算要望書でも何度か出させていただきました。あるいは予算委員会などでも取り上げてきたわけですが、これまでの答弁は「県には働きかけるけれども、機会があれば要望していきたい」と、「機会があれば」という、余り積極的なお話ではありませんでしたので、今回はやはり強く要望していくというお話ですので、私は米沢市の重要要望事項に上げて県のほうに要望していく必要があるというふうに考えています。まず県の重要要望に上げるお考えがあるかどうかお聞きしたいわけですが、それにつけても関係機関とやっぱりよく協議をして、できれば関係機関、つまりこれにかかわる小児科のお医者さんやあるいは精神医療のお医者さんなり、そういう現時点でかかわっていらっしゃる皆さん方とも協議をし、御一緒に要望していくということが私非常に大事だというふうに思っています。やっぱり現状をよく捉えている方々から現状を的確に伝えて、それでどういう方向性が最もふさわしいかということも協議をして、

具体的にこういう形でつくってほしいんだということを明らかにした上で要望していくことが大事だというふうに思いますので、その辺も含めて強く要望するということはどの程度なのか、これまでと同じように機会があれば申し上げていきますという程度なのか、強くという程度のところについてもう一度御答弁いただければありがたいと思います。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 米沢市内の小児科の先生からも、発達障がいに対する対応に力を入れてもらいたいという御要望、御指導も受けておりますので、そういうことを踏まえると県に対して重要事項として要望していくこともやぶさかではないと思っています。ただ、今御指摘のようにさまざまな関係機関との御相談も必要だと思っておりますので、そういう御相談の上、どのような形で要望していくか判断をしていきたいと思っています。また、置賜3市5町全体としてもこれらセンターがあることによつての有益性ということもありますので、そういうことも踏まえて判断をしたいというふうに思っています。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 米沢市単独ということではなかなか難しい話ですので、やはり県として何らかの形で設置するということになれば置賜全体をカバーする施設として設置してほしいという要望をしたほうが、私は県のほうに対しても説得力があるのではないかというふうに思います。事実、先ほど答弁でもありましたけれども、ひまわり学園に県のほうで委託している当面のこの問題の対策としての低学年と高学年の2つの事業がありましたけれども、それについては米沢の子供たちだけでなく高畠やあるいは近隣の市町村からも通園しているということもあります。あわせて米沢市のほうではひまわり学園は単独での事業として、米沢市営ですから事業をやっているわけですがけれども、それ

についてはやはり近隣の市町村の方々がこの事業に参加させていただきたいというふうなお話があつても、やはり米沢市の事業という予算を組んでいるわけなので、それはお断りせざるを得ないという実態になっているわけです。だからおそのことを考えるならば、やはり置賜全体の課題としてこの問題を県のほうにお願いしていくということがよろしいのかというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、このことについては県のほうでも十分認識していて、何らかの対策をしなければならないということで先ほど答弁ありました2つの事業を当面の対策として実施しているわけです。山形新聞の報道、昨年の9月の記事を見ましたけれども、県としても上山の療育センターが半年待ちの実態だというのはよく把握されていて、県議会でも問題になっています。ただ、これについては先ほどから申し上げているように当面の対策にとどまっているわけです。それが当面と言つてもうかれこれ20数年間の話ですので、やはり今の局面で言いますときちんとした抜本的な対策を県としてもとるべきだというふうに考えています。それで、県のほうでは当面の対策としては各地域の小児科の先生方あるいは精神科の先生方、医療機関等の協力を得ながら対策をやっていくということですので、当面はそういう対策をとりながら、少し長い目で見ながら早い時期に設置をお願いしていくということをお願いしたいというふうに思います。

次に、スタート支援員と特別支援教育サポーター、学習チューターの来年度以降の継続についてお伺いしたいと思います。

先ほど教育委員会のほうからは、この間の実践の成果と評価というのを述べていただきました。非常に効果があつて、学校現場でも歓迎されている事業だというふうに思います。この事業は、お聞きしますと同じような事業は県内の自治体でも実施はしておりますけれども、よく

米沢市の学校現場の実態を捉えて、教育委員会として独自の事業としてこれは充実させようということでやってきたわけですね。だからそういう点では、米沢市独自の特徴ある非常にすばらしい事業を展開しているなと思います。

来年度以降どうするかという話になりまして、先ほどの答弁ではそれまで米沢市が継続してきたスクールガイダンスプロジェクト事業にまず引き継いでいくと、それから県の加配の事業なども、来年度どうなるかわかりませんが、期待をしながらですから、もしかしたら加配ができないかもしれません。そういうこともありますけれども、何とか引き継いで充実していきたいというお話でした。ただ、さらにお聞きしますと、まちづくり総合計画の次の実施計画の中では、予算措置としては従前に戻ると。人数が4名程度、つまり先ほど答弁ありましたスクールガイダンスプロジェクト事業に引き継ぐんだけど、その時点では大体4名ぐらいしかいなかったわけです。それ以降、この臨時対策雇用事業を使って大きく人数を拡大していただいて、希望がある学校には教育委員会と相談しながら的確に人数を配置しながら、成果を上げてきたわけですね。そういう体制を維持していくということが私は非常に大事だと思うんです。

でもやっぱりこれは財源問題ですので、財源がなければできないわけなので、教育委員会のほうでは市長部局の財政のほうに予算要求していきたいというふうなお話でしたけれども、財政当局のほうはどうかというお話ですね。財源確保はいろいろ難しいところはありますけれども、先ほどの評価、答弁を聞いていまして、非常に成果が上がっているということです。そこで市長にお伺いしますけれども、今の答弁を聞いてどういう感想をお持ちですか。やはり何とか財源を確保できればしていきたい、あるいは財源確保に努力していきたいという感想なのかどうか。今来年度のことをやるやれない

という話ができないのは当然なので、感想だけちょっとお伺いしておきたいです。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 現在の段階では、御意見として承っておきたいと思います。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） いや、私だけの意見ではなくて、教育委員会も来年度以降も引き続き、この3年間やってきた事業を「成果が上がっている」という評価をしています。それから学校現場でも好評で、何とか続けてほしいという声が上がっています。ですから、私だけの意見ではなくて、そういう関係してきた皆さん方の努力、それから成果、何よりも子供たちや父兄のこの事業に対する期待、そういうもろもろを考えて、来年度も引き続き財源を何とか確保するように努力したいのかどうかというところをもう一回お聞きできますか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 教育委員会の方針、そして市長部局のほうは財源という、お互いに両輪の立場にありますので、ここですとえ前向きな考えを仮に持っていたとしても、この段階でどうするかということについてはまだ打ち合わせをしておきませんので、ここで発言するのは控えさせていただきますと思います。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） やっぱりせっかくやってきたものが、引き継ぐといっても財源がなくて人数が制限される、学校現場からはここ3年間の配置で非常に成果が上がっているということが、ある意味4名に減らされたらすっぱり抜け落ちて、従前に戻るわけです。小学校1年生を担当された先生にお話をお伺いしましたら、やはり入学間もない、保育園や幼稚園から上がってきた子供たち、情緒という話がありましたけれども、なかなか落ちつきがない子供さんたちが最近ふえているということも、いろいろな

事情があつて、社会的な事情、個人的な事情、地域的な事情の上でそういうことになっているんだというふうに思います。片一方の手に泣きじゃくる子供さんを抱えながら、もう一方では廊下に飛び出す子供たちもいて、何とか授業をやりたいけれども、少人数になったけれども十分な目が行き届かなくて大変な状況にあると。この配置をしていただいて非常に子供も落ちつきを取り戻したとか、そういうことをおっしゃっていました。そういうことをよくもう一回教育委員会と話し合いをされて、ぜひ来年度財源を確保して事業を継続できるようにお願いしたいというふうに思います。

次に、刈羽原発の安全協定についてお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁ですと、県の新たな防災計画の中に原子力問題についても盛り込まれて、屋内退避とかそういうやり方で危険回避はやりますというふうなお話でした。一旦事が起こった場合にどうするかという対応型のやり方というか、それはやっぱり防災計画で迅速に対応するというのは非常に大事な話ですので、それはそれで私は非常にやる必要があるというふうに思いますけれども、予防的なところですね。原発事故が起こらないようにどういうふうに監視をし、そして防御していくかという、その点で私は非常に現状、宮城県という話もありましたけれども当面は新潟県の柏崎刈羽原発に対して我々米沢市での被害が想定されるという見解ですから、被害が想定されるのならそこをどうやって押しとどめていくかという、予防的な、防御的なところを詰めていく必要があると私は思います。ですから、答弁にもありましたように米沢市単独ではできない話なのかもしれません。県に働きかけていく必要もあろうかというふうに私は思います。しかし、そのことをやっぱり考えて、足を踏み出していくべきだというふうに思うんです。

それで、私去年の原発事故以降の県知事の対応を新聞報道などで見ておりまして、去年4月の記者会見の中で発言されたところに注目をしていたわけですが、これは去年4月17日の山形新聞です。知事は、関西電力の大飯原発の3号機、4号機の再稼働問題に絡んで、記者会見の中でこういうふうに言っていたと書いてあります。「福島第一原発事故の発生で、隣接する山形県は風評被害に苦しんでおり、原発立地県周辺の関係自治体の考えをしっかりと聞くことが必要だ」というふうに強調して、「政府に対して、原発を再稼働させる際は隣接県の意見を尊重するよう求めた」と。つまり原発立地の周辺の自治体だけでなく、それを含めて周辺の関係自治体、つまり山形県も含めて関係自治体の考えをちゃんと聞きなさいと、そういう体制をつくるのが大事だと、それは政府もしっかりやってくださいというふうなことを吉村知事が言っているんです。つまり、県としては新潟の刈羽原発に再稼働問題を含めて何らかの意見を言えるようにやっていきますと、今後取り組んでいきますという表明だったというふうに思います。

それで、こういうチャンスをやっぱりしっかりとつかまえて、米沢市も県がそういう対応をしているんだったら県と積極的に協議をしながら、米沢市独自でできなければ県と一緒にこの取り組みに足を踏み出すということが大事だというふうに思いますが、いかがですか。もう一回お伺いしたいと思います。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 これまでの防災の重点区域、議員も十分御承知だと思いますが、8キロメートルないし10キロメートル範囲の中でそれを重点区域と設定していたものを、先週国が防災計画を見直して、30キロメートルに広げたと新聞には出ていました。現実的には50キロメートル以上の被害が出ておりますので、30キロメートル

ルでもまだ足りないという状況だと思います。50キロメートル圏内まで実際出ている被害に対して、関係市町村は福島県と共同で締結をしているかと思っています。さらに米沢市の場合にそれを当てはめると、実は刈羽原発までは140キロメートルほど離れております。確かに隣接県ではありますが、距離的な面では8キロメートルから10キロメートル、さらには30キロメートル、そして50キロメートル、現実的には140キロメートル離れてございます。そういった意味では、議員もおっしゃったとおり現在は県の屋内避難、そういったマニュアルを重視しながら、もう一歩踏み出した対応は今後とも検討していく必要はあるかと思いますが、現在のところは研究にとどめたいと考えているところでございます。

○佐藤 兵議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 福島第一原発事故が起こって、その後の対応について風評被害を含めて米沢市も山形県も大変な被害を受けたんだけど、なかなか損害賠償などの問題が前へ進まなくて来たわけです。それを県が音頭を取りながら、ようやくここにきて風評被害問題については一定の前進を見てきたわけです。それは東京電力のほうでいけば加害者意識というのが非常に薄くて、本来ならば加害者の東京電力が積極的に対応しなければならないんだけど、それに対して後ろ向きだということがあるわけですね。福島県内の住民の方々も、原子力紛争機関に損害賠償を求めるものを出しても実際賠償になっている現時点での被害額というのは非常に少ないです。スズメの涙というふうな実態になっています。こういうことを考えても、私は前もってこの協定を結んでいることが、仮に刈羽原発事故が起こって直接的な被害が起こらなくても、風評被害が起こった場合にはその協定を担保にしてこの損害賠償などの問題について切り込むことができるというふうに私思います。やはりそういうことをきちんとできるよ

うな体制、力というのを今米沢市でも持つ必要があると思うんです。もう言われっ放し、東京電力から。東京電力が事故の加害者でありながら、力関係を東京電力が持っていて、被害者である関係自治体が全く後回し、外側に置かれているという実態は避ける必要があるというふうに、今度の福島原発のその後の対応の問題から考えていく必要があると私は思います。

それで、新潟県下では現在では連絡通報協定を結んでいるのが、今おっしゃったような50キロメートル離れたところのほとんど大体の自治体です。安全協定を結んでいるのは、今新潟県と柏崎市と刈羽村、3つに限定されているわけですが、今通報連絡協定を結んでいる自治体でも積極的にやっぱり安全協定を結んでいかなければだめだということに各議会や自治体でなっていて、安全協定に締結し直すという動きが出ています。やはり米沢市も、先ほどから重ねて申し上げますが、県と協議をしてこの協定のあれに参加していくということをぜひ、今後の研究課題というふうにおっしゃっていますので、どういうふうな形でできるかどうかを含めて研究をお願いしたいというふうに思います。

それで、安全協定をずっと見ていきますと、14条の3項に再稼働問題でもきちんと意見を言えるというふうになっているんです。東京電力のほうでも、これは協定ですからそのことを認めているわけです。再稼働問題についても住民の皆さん方の意見をちゃんと聞いてやりますというふうになっているわけなので、やはり山形県民、米沢市民がいつ原発事故が起こるのか、放射能汚染の危険におびえながら暮らすということに現時点でなっているわけなので、そのことを解消する意味でもぜひ研究をして、いい方向に向けて御努力をお願いしたいというふうに思います。この問題については引き続き問いた

いしたいと思います。

最後に、学童保育の件に移ります。

私は米沢市が公的責任をもっと明確にして、施設、建物は米沢市が建設すべきだというふうに申し上げました。それに対して、良好に実施されているという理由でこれまでの方針を踏襲したいというふうにおっしゃったわけです。つまり、民間の借家を借り上げるなどして対応してくださいという答弁でした。

それではお聞きしますが、全国の学童保育の実態ですけれども、いわゆる公設、各自治体が建設しているというのが、私は前回の質問でも御紹介いたしましたけれども、一応当局から現状がどういうふうになっているのか、学童保育全体、全国の状況の中で公設というのはどれぐらいの割合になっているのか、そしてまた山形県内では公設というのはどの程度になっているのか、ちょっと教えていただけますか。米沢市では公設というのは1カ所ありませんけれども、県内の状況などお聞かせいただけますか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 公設の設置状況のお尋ねなんですけれども、申しわけございません、私の手元に今その資料はございませんので、ちょっと御答弁できない状態です。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 全国の状況ですと、これは直近の数字ですけれども、学校施設内を利用するなど、いわゆる公設として学童保育事業をやられているのは全国で1万カ所を超えています。1万362カ所。そのうち51.3%が公設として設置されています。山形県の場合は公設は56カ所ありまして、その率は22.5%です。山形県が全国平均よりも半分ぐらいの数字で、非常に少ないわけです。そして米沢市では0%と。なぜこういう実態になっているのかというのを考えますと、やはりこの問題について米沢市としてはこれまでやってきたのでそれでいいじゃな

いかと、しかも良好に実施されているという御認識なので、そのようになっているのかというふうに思いますけれども、私は良好な状況で実施されているというふうには全く考えません。公設で、つまり学校の余裕教室やあるいは単独施設などで、行政が建設すべきだというふうに考えますけれども、その中で学校施設を利用すべきだというふうにも思いますけれども、このことについて県から昨年の11月に通知が各市町村長と各教育委員会教育長に行っていまして、各市町村のこども課のほうでは当然御承知の上だというふうに思いますけれども、この通知ではこの問題について学校の余裕教室などを活用するという点についてはどういうふう書いてありますか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 ただいま県からの文書ということなんですけれども、これも申しわけございません、私どもこども課のほうには来ておりませんで、やはり余裕教室の使い方につきましてはこれまでもお答えしてまいりましたようにそれぞれの施設の目的がございますので、それらの用途に照らし合わせ、可能ならば個々それぞれの状況に応じながら対応していくべきものというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員、通告していないの。2つも答えられないんだもの。

○8番（高橋 壽議員） これを聞くとは通告しておりませんけれども、学童保育のこの問題についてはきょうお聞きしますということは……。

○佐藤 晃議長 いいです。ではそういうことです。高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） 去年の11月8日に県の子育て推進部長と県教育委員会教育長の名前で、放課後子供プラン（放課後児童クラブ及び放課後子供教室）の小学校内設置の推進についてという依頼文が来ているわけですね。これによりますと、これまでは小学校の余裕教室の有効活

用の面から、積極的に活用しようということをお願いしてきたと。加えて、東日本大震災を踏まえて子供の安全で健やかな居場所を確保する点から、従来以上に推進していきたいと考えていると。ついては、その実施に向けて積極的に御検討を賜りますようお願いしたいというふうなことになっているわけです。このことを受けて対応されているのかどうかはわかりませんが、少なくとも米沢市としては各学童保育の意向があれば小学校の余裕教室やあるいは学校の敷地内などを活用していきたいと、前向きに検討していきたいという答弁が先週の一般質問の第1日目にもありましたし、今の答弁でもありました。各学童保育の意向があれば積極的に前向きに検討していきたいということがありました。それでよろしいですね。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 ただいまお尋ねのとおり、それぞれの地区の意向があればということで、私どものほうも答弁しております。ただ、繰り返しになりますが、それぞれの施設の目的があって、それぞれの施設の状況というものがございまして、したがって、その辺の整合性をとりながらそれぞれの地区ごとにお話をお伺いしなければならないものというふうには考えております。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) 意向があれば積極的に前向きにやっていくということでした。それで、9月1日に今年度の学童保育連絡協議会のほうから6点にわたって要望書が出ております。その中身は、最優先の第1項目めとして学童保育施設は行政の責任で建てるべきだ、確保すべきだというふうな要望が出ております。つまり、各学童施設では市行政の責任で施設を建ててくださいという要望なんです。つまり意向はあるわけです。そういう意向があれば積極的に対応するということですので、学童保育連絡協

議会ではそういう意向があって要望しているわけなので、米沢市としてはやっぱり意向調査をすべきだと思います。具体的にそれぞれの学童保育に対してこども課として、あるいは教育委員会としてはそういう条件を整えば積極的に学校の余裕教室あるいは敷地内に学童保育施設をつくっていききたい、前向きに考えたいというふうに考えていると。ついてはあなたの学童保育ではどうですかという意向調査が必要だというふうに思いますけれども、いかがですか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 ただいま意向調査というふうなお話ですけれども、確かにこども課のほうではそれぞれがどうなのかというお問い合わせはしておりませんでした。そういった御要望はこれまでの事例ですと塩井地区がありまして、具体的なお話があって、そこで対応させていただいたというふうな経過でございます。確かに議員おっしゃるように、それぞれのところがどういうふうな考えを持っていられるのか私どものほうでも聞く必要があるなというところは考えられますので、これにつきましては検討させていただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番(高橋 壽議員) これまでは、具体的に学童保育から意向が上がってくれば対応すると、いわば受け身の体制だったわけです。上がってくればと。しかし、今回学童保育連絡協議会ではそういう意向があるんだと、だから対応してくれと出ているわけです。であれば、意向が出てくればという受け身でなくて、こちら側から積極的に来れば対応するという話ですから、意向調査をやるということが必要だと私は思います。検討するという答弁でしたけれども、ちょっともう一回その辺どうですか。やられますか、意向調査。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 確かに検討はしてみた

と思います。ただ、学童保育所の設置につきましては冒頭の答弁でも申し上げましたように地域の実情に応じた方法で運営しろというふうな法の趣旨でございます。したがって、それに基づいて私どもも学童保育全体のところを運営してございますので、それについてこれまでの方法をとっていききたいというところで答弁させていただきました。したがって、それぞれのところにつきましては個々の考えをお聞きすると同時に、改めてというよりはこれは全くやっていないというわけでもございませんで、全学童施設について担当のほうで毎年時期を決めてお伺いしながらその状況を見ているというふうなところでもあります。したがって、そのような話の中からも、今までのところ具体的にどここの場所というところも上がっていなかったものですから、テーマを絞りながらそういったものも調査のほうを考えていきたいというふうに思います。

○佐藤 晃議長 高橋壽議員。

○8番（高橋 壽議員） ぜひ意向調査をお願いしたいというふうに思います。

それで、私この間この質問のために酒田市と天童市、山形市、南陽市の学童保育の施設がどういうふうになっているのかということで、視察に行きました。そうしましたら、大変驚きました。これほど格差が出てきたのかということで驚いたわけです。酒田市は現在20カ所の学童保育がありますけれども、2カ所を除いて全て市が建設しているんです。残っている2カ所も、小学校が今建てかえ中で、建てかえ時に合わせてこれも学校の敷地内に市が建てると。つまり全部市の責任で市が建てているわけです。それも学校敷地内に単独の施設として立派なものをつくっています。それから天童市も市の予算で立派につくっていますし、南陽市でもそういう状況なんです。だから米沢市は1カ所もないというのは本当に県全体のレベルからしてもおく

れている話なので、そのところをよくお考えの上、対応していただきたいというふうに思います。

○佐藤 晃議長 以上で、8番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~  
午前11時10分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、鳥獣被害対策について外2点、4番我妻徳雄議員。

〔4番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○4番（我妻徳雄議員） おはようございます。きのうは市民総体陸上競技大会、大変お疲れさまでございました。

早速質問に入ります。

初めに、熊や猿、カモシカ、カワウ被害などの鳥獣被害対策について質問いたします。

連日のように熊の出没や被害のニュースが新聞などで報じられています。そして、議会でも活発に議論されている猿被害も相当深刻です。さらに、本市では生息が困難であったはずのイノシシも確認されています。また、余り知られていませんが、川ではアユや小魚を捕食するカワウの被害も出ています。熊や猿、カモシカなどの食害は、農業者の営農意欲の低下を招き、耕作放棄地の増加をもたらす要因ともなっています。そして、中山間地域の過疎化に拍車をかけています。中山間地域での活動が減り、動物とのせめぎ合いがなくなったことで、鳥獣の分布域が人の生活圏近くまで広がり、被害金額として数字にあらわれた以上の影響を及ぼしてい

ます。農山村が疲弊し、山が荒れ、里に動物が押し寄せてきているのです。人と動物のバランスが崩れ、さらなる鳥獣被害を招くという悪循環に陥っています。熊、猿、イノシシ、カモシカ、カワウの生息状況とその被害の実態をお知らせください。

一方で、森林レクリエーションに対する関心が高まっています。野生動物は多くの人に魅力的な自然要素の一つです。また、生物多様性の観点からも、野生動物をできるだけ残すことが望ましいと考えます。森林に対するニーズの多様化に対応し、食害を防ぎつつ、野生動物が生息する森林を維持することが、大きな課題でもあります。

つい最近まで、人は燃料や木材調達のため里山の森に頻繁に出入りしていました。しかし、生活様式の変化や林業の衰退などで森を利用する人が減ったため、近年は草木が鬱蒼と生い茂る森林がふえ続けています。高齢化して痩せた森林には病害虫がふえ、ブナやナラの実の豊凶にも影響します。良好な森林を維持することは、熊などのけものが山から出ないようにする一つの方策です。鳥獣対策としても、良好な森林をつくることが重要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

同時に、捕獲以外で野生動物の生活圏を分けることも大切です。田畑周辺の森林を伐採し、草刈りをして、動物が隠れる場所をできるだけなくすことです。そして、森から田畑まで見通せる距離をできるだけ長く、広くすることが大切です。森と人里の緩衝帯をつくることが、被害防止に効果があると考えます。しかし、荒れ果てた耕作放棄地の整備や森の間伐などは、地権者や生産者個人だけでは難しいケースがほとんどです。行政の手助けも必要ですし、地域の協力も必要です。住民と行政が一体となって取り組む姿勢が大切です。本市の考えをお聞かせください。

猿被害対策については、冒頭でも申しましたが議会でも活発に議論されてきました。しかし、全国的にもそうですがなかなか効果的な対策がとれずにいるのも現状です。かつて奥山に生息していた猿がどんどん人里におりてきて、農作物などの食害を起こしています。里山や里には食料がたくさんあります。そして気候も山奥に比べれば温和ですから、寒さなどで死亡する猿も少なく、数はどんどんふえています。収穫しない柿やクリ、収穫後の田畑の残骸やくず野菜、生ごみ、お墓のお供えなども猿にとっては格好の餌となり、餌づけとなってしまいます。栄養状態が向上した猿は、繁殖率も旺盛となり、さらに数をふやす悪循環に陥っているのです。本市でも猿の被害範囲が拡大傾向にあるようですが、その実態をどのように把握されているでしょうか、お尋ねします。

また、猿の行動もエスカレートしているのではないのでしょうか。一昔前は人の姿を見つければ一目散に逃げた猿が、最近では高齢者や女性、子供などに見つけられても逃げようとしない猿までいます。それどころか、逆に「ギーッ」と威嚇する猿までも出てきているようです。また、人家の屋根を走り回ったり、小屋などに侵入して食べ物を盗む猿まで出現しています。猿の行動が激化、悪質化しているのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

本市は今年度、農林水産省の補助を受けて鳥獣被害対策実施隊を組織し、専門的に鳥獣被害対策を実施しています。同時に、米沢市有害鳥獣対策連絡協議会を設立しました。鳥獣被害対策実施隊の具体的活動をお知らせください。

本市の猿被害対策は、有害捕獲と8連発花火などによる追い払いや電気柵設置など、地域特性に合わせた取り組みを行ってきました。また、猟友会にも捕獲を頑張ってもらっています。しかし、決定的な対策となっていないのが現状です。本市の猿の個体数や群れの数、行動範囲、

形態などの現状把握を徹底的にする必要があると考えています。そして、きちんと個体管理ができる体制をつくることが大切です。出没情報の収集手段の確立が大事と考えます。同時に、従来から行っている発信機を全ての群れに取りつけ、地区や地域と協力しながら効果的に運用することが大切ではないでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

被害防止対策に当たっては、地域が一丸となって取り組むことが重要です。猿にとって田畑や集落の餌場としての魅力をできるだけ下げ、猿に集落をよい餌場だと思わせないことです。柿やクリは収穫するか、できない場合は木を伐採することです。墓のお供えは持ち帰るなどの対策が必要です。餌になるようなものは徹底して撤去し、餌づけをしないようにしなければなりません。そうしたことを地区、地域で取り組むことが重要です。そのために住民の意識づくりが大切と考えます。本市の対策をお聞かせください。

猿が集落内で何度か農作物を食べることができてしまうと、いつでもそこに餌があり、食べることができると学習します。緩衝帯の設置などのハード面の対策を行い、同時に地区、地域の方々が共同して、猿が集落や田畑にあらわれたら猟犬や花火などを使って断固として追い払うよう実施し、集落での居心地を悪くすることです。地区全体で猿被害防止体制の構築が必要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

大項目の2点目、雪害対策についての質問に入ります。

この暑さと少雨で苦労されている中で雪の話で、恐縮です。雪が消えると忘れがちになりますが、雪害を最小限に食いとめる減災に向け、降雪前のこの時期から対策を講じることが大切と考え、質問させていただきます。

今冬は2年連続の大雪で、市民生活や物流、各種産業にも影響を及ぼし、果樹や中山間地の

家屋などに多大な被害が発生しました。本市では、今冬の大雪に対して豪雪対策本部を設置して、通学路の安全確保や除雪指定路線の除排雪の徹底、排雪助成や高齢者等世帯への雪対策支援の拡大など、努力していただきました。積極的な雪害対策を高く評価するところです。

2年続けての豪雪で、市民生活の安全・安心のためにさらなる対策が求められる点も浮き彫りとなりました。まず、崩壊が懸念される空き家の適正管理が必要だということです。今冬の崩壊家屋数はどのくらいでしょうか、お尋ねします。

老朽化した空き家が道路に面している場合や家が隣接している場合など、そのまま放置し続けるのは周辺住民の安全上からも大きな問題です。対策が必要と考えます。本市の考えをお聞かせください。

次に、高齢者等雪下ろし援助員派遣事業の拡充について質問します。

先ほども申しましたが、今冬は豪雪対策本部が設置されましたので、雪下ろし援助員の派遣回数を当初2回までの地域は4回に、当初3回までの地域は5回にそれぞれ拡大していただきました。しかし、2011年の豪雪では積雪量が豪雪対策本部設置の目安までわずかに達しなかったため、設置されませんでした。その結果、あの豪雪でも高齢者等雪下ろし援助員派遣事業も当初の回数そのままでした。

米沢の冬は、とにかく雪いじりが大変です。特に中山間地はまさに雪との格闘です。豪雪対策本部ができた今冬は、米沢市の最大積雪量は165センチメートルでした。このとき、田沢の積雪計は2メートル50センチメートルを優に超していました。積雪で1メートルも多いというのは、降雪では一体どのくらい多いのでしょうか。私はデータを持ち合わせていませんから想像ですが、市街地の倍近くにもなったのではないのでしょうか。

今冬は、市街地の雪おろしは二、三回が平均で、多くても4回ほどではなかったでしょうか。田沢の私の家は7回雪おろしをしました。中山間地ではもっと回数の多い家庭もあったようです。ここ数年、田沢地区では「いや、俺も雪いじりされねくてよ。ことしはよぐよぐやんだぐなった。城下さ引っ越すからよ」と、申しわけなさそうに高齢者の方が市街地に引っ越すケースが目立つようになってきました。「田沢は山菜もうまいしよ、キノコもとれるし、夏は涼しいし、雪さえ降んねがったら本当にいいどごだけどな」というのが、地区に住む方々の御意見でございます。一方で、「そがなごど言ってねえで、雪の少ない城下さ引っ越したらいいごで」という意見も確かにございます。しかし、この間議会でも山や水田が水の涵養、洪水防止に大きな役割を果たしていることや、きのうも島軒議員がおっしゃっていましたが中山間地が熊の歯どめになっていたり、猿やけものの防波堤的な役割を果たしているのも事実です。都市部は中山間地の恩恵にあずかっていることを申し上げ、議会の中でも御理解をいただいていると思っております。

雪の問題を解決あるいは軽減することは、中山間地の里山を守り、健全な姿を維持することにつながります。少ない投資で大きな効果が出る施策です。周辺部の積雪・降雪量、そして雪おろし回数の調査を行い、その結果をもとに高齢者等雪下ろし援助員派遣事業と、高齢者等除雪援助員派遣事業などの回数を決める必要があるのではないのでしょうか。本市の見解をお聞かせください。

また、高齢者等雪下ろし援助員派遣事業は、名のとおり雪おろしだけに適用される事業です。しかし、最近は落雪式の屋根も多く、落ちてきた屋根の雪片づけができなくて困ったという声を多く耳にします。皆さん御存じのように、落雪式の屋根の雪片づけをまめに行わないと、地

上と屋根の雪がつかえてしまい、雪が落ちなくなってしまう。そして、屋根の軒が折れるなどということも起きてしまっているようです。高齢者等雪下ろし援助員派遣事業の幅を拡大し、落雪式の屋根の雪片づけにも適用できるように拡充できないものなのでしょうか。本市の考えをお聞かせください。

次に、地域ボランティアなどの育成の質問に入ります。

雪害対策と言っても、行政や個人では限界があります。昨冬、今冬の大雪では、業者に除雪を依頼しても業者も手が回らずに、何日も待たされるケースが結構ありました。まして、ことしの雪は休みなく降り積もる一方でしたから、屋根の軒が折れるなどの被害も相当出ています。

田沢地区では、民生委員を中心に雪おろしボランティア隊を組織して、どうしても雪おろしができない家庭に対して雪おろしのボランティアを行っています。今冬も何回か出動いたしました。毎回15名ほどの方が参加してくださいます。この組織もきちんとした組織ではなく、民生委員であったりコミセンの役員の方であったりと、とにかく声をかけて集まっていたいた方が無償で雪おろしと除雪作業をするシステムになっています。

土木課で行っている市道の除雪作業を地域に発注する制度のように、地区と行政が協働で進める高齢者世帯の雪おろしと除雪の援助をする事業を検討する時期にきているのではないのでしょうか。地域ボランティアの組織の支援をどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

本市は山形大学工学部と米沢女子短期大学の学生を対象に、セカンドホーム事業を実施しています。これは家庭で米沢の家庭料理をごちそうし、2時間ほど交流する事業です。これを発展させて、例えば学生が地域の高齢者世帯のお宅を訪れ、地区のボランティアの方と一緒に雪

おろしや雪片づけなどを体験し、そしてその自宅で夕御飯をごちそうになり、交流するようなシステムもよいのではないのでしょうか。交流人口の増加は、地区の活性化につながります。まして高齢者は冬はどうしても家に閉じこもりがちです。そうしたところに学生が来て、食事とともにすることは、高齢者の健康増進にもつながると考えられます。そして何よりも学生には今の事業以上にインパクトがあり、ある意味よい思い出となるのではないのでしょうか。検討の価値があると考えます。いかがでしょうか。

次に、通学路の確保について質問いたします。

中山間地区の児童生徒の登下校は、非常に難儀です。冬は歩道を歩く人も少なく、踏み跡もその後の風と降雪ですぐになくなってしまうことも多々あります。下校時には地区の方が迎えに来てくださるケースもあるようです。まず、本市の通学路の確保の状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

三沢西部小学校の例で話をしますと、国道の除雪車が朝の7時ころ除雪をしています。その後を追いかけるように歩道の除雪車が除雪をするのですが、この除雪が児童の登校時間まで間に合わないことが多々あります。地区の方が見かねて、かんじきで歩道に踏み跡をつけて児童の通学路を確保したことが一度や二度ではなかったようです。同じような事例は他学区でもあると聞いています。登校時間まできちんと歩道除雪ができる体制が必要です。見解をお聞かせください。

最後に、大項目の3点目、市民総合体育大会についての質問に移ります。

第3期米沢市教育文化計画では「市民総合体育大会は永い歴史があり、市民に浸透している状況にありますが、人口規模に格差があることや競技種目によって参加できない地区もあり、運営方法について、関係者等の意見を踏まえ見直すべき時期にきている」と記していますが、

どのように運営方法の見直しを行うのでしょうか、お尋ねいたします。

市民総合体育大会は16競技を実施しています。うち、何競技か参加地区が3分の2ほどのものや、参加が半数にもならない競技もあります。また、不参加とならなくても、地区で人集めに大変苦勞しているような競技も多くあるようです。これは総合点数に影響するために、いろいろと議論がされているところでもあるようです。実施されている競技を楽しみにしている人も多くいますから、現時点では廃止や中止はすべきではないと考えます。ただ、総合点数のつけ方について参加率の悪いものはカウントしないなどの工夫が必要ではないのでしょうか。検討する時期に来ていると思います。本市の見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの我妻徳雄議員の御質問にお答えいたします。

私からは、雪害対策のうち空き家対策、高齢者等雪下ろし援助員、そして地域ボランティアについてお答えいたします。その他につきましては部長よりお答えいたします。

今冬、すなわち平成23年度の冬において倒壊した建物の棟数は14棟でありました。その内訳につきましては住宅が8棟、車庫が3棟、倉庫が2棟、工場が1棟でありました。

毎年降雪前に、これまで通報のありました管理がなされていない空き家の所有者または管理者に対して、建物の適正な管理をしていただくよう現場を確認の上お願いの文書を送付しており、また積雪により倒壊のおそれがある建物等についての通報が入れば直ちに現場に向かい、状況を把握し、可能な限りの対策を講じ、場合によっては警察、消防との連携を図るとともに、所有者または管理者にその対策を早急に講じて

いただくよう文書等により通知をしておりますが、実際にはなかなか効果が上がっておりません。空き家問題は今後ますます増加することが予想されますので、この7月に空き家対策のプロジェクト会議として関係部署から成る空き家対策検討会を立ち上げ、条例制定に向けて検討しているところです。また、山形県で現在作成中の空き家対策のガイドラインも間もなく示されますので、それらも参考にしながら検討を進めてまいります。

続いて、高齢者等の雪おろし、除雪援助であります。高齢者等雪下ろし援助員派遣事業につきましては自力で雪おろしができない65歳以上の単身高齢者に対して1シーズン2回、山間部については3回まで雪下ろし援助員を派遣するもので、1回当たりの公費負担の金額は9,000円以内となっております。

豪雪対策本部が設置されました平成23年度は上限をそれぞれ2回ふやすなど、積雪量に見合った対策を行いました。ちなみに利用回数は平均で市街地が2.2回、山間部が2.7回でありました。今年度は昨年の結果を踏まえ、当初から上限回数を市街地は年2回のところを3回に、山間部は年3回のところを4回にふやす方向で考えております。

次に、除雪援助員派遣事業は65歳以上の高齢者世帯が公の道路から玄関先までの通路を確保できるように、10回を上限に作業員を派遣する制度であります。この事業も、豪雪でありました昨年度は降雪量に合わせて4回ふやして、上限を14回にいたしました。今後も降雪の状況に合わせて必要な支援を行ってまいります。

また、落雪式の家の周りの除雪についてですが、場合によっては公道から玄関先までを除雪する高齢者等除雪援助員派遣事業を応用して適用できますので、御利用いただきたいと思います。

続いて、雪害対策に対するボランティア支援

についてであります。社会福祉協議会で推進していただいております。除雪協力隊と除雪支援隊の2つの形態があります。除雪協力隊はボランティア、NPO、学校、企業、各種団体等で除雪活動に協力をいただく組織であります。平成23年度の集計によりますと、学校では七中が4回、高校については各校とも運動部の活動の中で行っており、商業高校が6件、東高が3件、興譲館高校が1件、工業高校が1件となっております。大変ありがたいことだと感謝申し上げます。

除雪支援隊につきましては、町内福祉部、民生委員、児童委員など近隣住民で構成され、除雪活動に取り組んでいただく組織で、それぞれの地域活動であることから、社会福祉協議会でも特に活動の集計をとっておりません。社会福祉協議会では、隣近所で助け合うこの除雪支援隊をふやすことに取り組んでいくと定めております。本市におきましても今後とも社会福祉協議会と連携しながら、この除雪支援隊の充実に努めていきたいと考えております。

続いて、地域ボランティアとセカンドホーム事業の組み合わせについてであります。このセカンドホーム事業はあくまでも学生と市民の交流のきっかけづくりを目的としており、セカンドホーム事業に参加する学生に対しボランティア活動などの条件を課すことは事業の趣旨から考えていないところであります。また、降雪期はちょうど学生たちの後期試験のための準備や、卒業生については卒論の発表の時期と重なることから、一律にセカンドホーム事業とボランティアを組み合わせることは参加学生に相当の負担となるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

〔小川正昭産業部長登壇〕

○小川正昭産業部長 私からは、1の鳥獣被害対

策についてお答えいたします。

初めに、熊、猿、イノシシ、カモシカ、カワウの生息状況とその被害の実態であります。熊については山形県ツキノワグマ保護管理計画において、置賜管内のツキノワグマの生息数は平成24年4月現在1,045頭と試算されており、本年度の被害状況は農作物被害が6件ほどとなっております。また、熊はぎの被害については山形県内では奥羽山脈沿いで多く発生しており、その実態を正確に把握することは困難なため、市全体の被害面積は不明であります。聞き取りによる実態調査では市内一円の生息域で発生が確認されております。そのため、県と連携を図りながら熊はぎの研修会等を行い、対策を講じているところであります。

次に、猿については以前から大白布や小白布などの奥山地域に生息する個体群の存在は知られておりましたが、奥山に生息している個体群のうち複数の群れが徐々に北上を始め、現在では山と接するほぼ全域で生息が確認されており、最近ではこれまで確認されていなかった広幡地区にも拡大しております。平成17年度野生鳥獣保護管理推進調査報告によれば5群280頭とされていますが、その後生息域の拡大や群れ数、生息頭数とも増加傾向にあることが確認されており、平成24年3月現在では11群420頭と推定しております。

被害状況は、奥羽山系に接するほぼ全域で農作物に被害が発生しており、平成23年度の被害面積は3.7ヘクタール、被害金額が136万円となっております。ここ数年横ばいの状況にありますが、家庭菜園など報告されないケースも多く、正確な数値は把握できていない状況にあります。作物がつかれない、つくっても食害されることによる精神的な影響や、耕作放棄地の発生などを考えると、猿による被害は甚大なものであると考えております。

次にイノシシについてであります。3年ぐ

らい前から三沢地区内で確認されており、どこから来たかわかっておりませんが、10頭程度の群れと推定されており、今のところ農作物への大きな被害は確認されていません。

次にカモシカについては、関地区で多く確認されておりますが、大きな被害は発生していません。個体数はふえているようですが、個体数の増加に伴って病気に罹患する確率が高く、個体数が爆発的にふえることもなく、自然に維持されている可能性が高いと考えています。

次にカワウについてであります。カワウはウ科の首の長い鳥で、羽を広げると全長80センチメートル以上にもなりますが、平成17年ころから米沢市を含む置賜地方に飛来するようになり、年々飛来数がふえております。カワウの巣である営巣地は、以前は川西町洲島と南陽市宮崎の間を流れる最上川の河川敷の樹木にもありましたが、銃等の駆除により現在では長井市泉地内の最上川左岸河川敷の樹木に営巣しているのが最も近くでの営巣地となっており、多いときは一度に100羽ほど確認されております。

カワウは高い潜水能力と移動能力を持ち、体長3センチメートルから30センチメートルのハヤ、アユ、フナ等の魚を1日1羽で500グラム食べると言われる大食漢の鳥であり、営巣地から米沢市内の河川を含む各河川に飛来して魚を食べられることにより、被害数量や被害額の把握は困難であります。大きな被害のあるものと懸念しております。

次に、「積極的な森づくりを考える必要があるのではないか」についてであります。本市の目指すべき森林資源の姿として、森林の持つ特性を高度に発揮するための基本方針及び森林施業の推進方策等を定めた米沢市森林整備計画をことしの3月に策定しましたので、その計画に沿って適切な間伐の実施や広葉樹の育成等をこれまで以上に積極的に進め、病虫害、獣害等の森林被害に対しても抵抗性の高い森林の整備

に努めていきたいと考えております。

次に、「緩衝帯をいかにつくるか」についてありますが、議員お述べのとおりいかに人と猿の生活圏をすみ分け、猿が人のエリアに近寄りにくいようにしていくことが重要であると考えております。それには耕作放棄地を解消し、見通しをよくすることや、草刈りを行い緩衝帯を設置すること、また放牧を進めることなども大きな効果があるのではないかと考えております。実際に平成20年から南原の坂下地区において「やまがた緑環境税」のモデル事業である「動物共生の森づくり」を活用し、延長1キロメートル、幅30メートルから40メートルの緩衝帯、バッファゾーンと呼んでおりますが、を設置しておりますが、地域の方からは「猿が近寄らなくなった」との一定の評価をいただいております。しかしながら、緩衝帯などの設置については費用や地権者との交渉などさまざまな準備やその後の維持管理などが必要なことから、地域ぐるみでの活動が是非であるため、被害地域の方々と有効な対策手法の一つとしてその活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、「被害範囲が拡大していないか」についてありますが、猿の群れの数や頭数、流動域などの詳細調査を実施していないことから、群れに関する正確な実態は把握しておりませんが、これまで被害がなかった広幡地区の方からの連絡も受けていることから、被害範囲は山に接する全域に拡大しているのではないかと推察しております。

次に、「猿の行動が悪質、狂暴化していないか」についてありますが、猿は放っておくとどんどん行動がエスカレートする習性を持っており、最近の事例では議員もお述べのとおり猟友会の方が一人でいるときに群れに囲まれた話や、万世地区内の家屋の屋根や自家用車の屋根を走り回るなどの話を聞いており、人を余り怖がらず、悪質、凶暴化の傾向になってきている

ものと懸念しております。

次に、有害鳥獣対策実施隊の具体的活動についてありますが、米沢市鳥獣被害対策実施隊は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき本年7月15日に設置したもので、米沢市の非常勤特別職として任命を受けた隊員が鳥獣被害の防止に向けた実践的な活動を行うことを目的としており、本市においてはモンキードッグを活用した巡回パトロール及び追い上げ、被害の状況及び鳥獣の出没調査などの活動を実施しております。具体的には、現在モンキードッグに関する専門的な知識を有する訓練士1名を実施隊に委嘱し、山に接する全域を車でパトロールし、猿に取りつけた発信機から出る電波を受信機で追跡し、出没地点を把握する調査業務や、地域と連携がとれ、活動できる環境が整っている場所ではモンキードッグによるパトロールや追い上げを実施しております。

次に、発信機の効果的な活用方法についてありますが、猿の被害対策を進めるためには正確な群れの数や個体数、遊動域などを的確に把握した上で、科学的なデータに基づき計画的な対策を実行することが重要であり、そのためには群れの猿に発信機を取りつける必要があります。また、取りつけた発信機は追い払いの際の位置確認や個体管理などにも役立つことになります。本市ではこれまでも調査や追い払いなどに使用する発信機の取り付けを実施してきましたが、発信機に内蔵された電池の寿命がなくなると使用できなくなることから、常に全ての群れに装着はできていない状況にありました。しかし、今後鳥獣被害対策を進めていくためには必要不可欠であることから、本年度新たに4台を装着するとともに、次年度以降計画的に配置を進め、一つの群れに最低1台は装着する予定にしており、その運用に当たっては地域住民や猟友会と連携を図るとともに、生息調査を並行

に進めることでより一層効果的な活用ができるように研究を進めていきたいと考えております。

次に、「住民の意識づくりをどのように行うか」についてであります。議員もお述べになりましたとおり鳥獣被害対策の効果を上げるためには地域主体の取り組みが重要であり、被害地域の住民一人一人が猿の生態や特性をよく理解し、くず野菜や柿、クリなどを放置しないなどの対策をみずから徹底する必要があります。このためには、研修会や戦略会議などの開催を通じて共通認識や取り組みについての合意形成を醸成することが大変重要であることから、本年7月24日に各地区の被害対策協議会を初め猟友会などの関係団体や行政及び専門家で設立した米沢市有害鳥獣被害対策連絡協議会からさまざまな情報を提供するとともに、全体研修会の開催や地域での研修会の出席要請など、関係機関が一体となった支援や取り組みを展開していきたいと考えております。

次に、地区集落全体での猿被害防止体制の構築についてであります。猿被害防止には地区内での組織体制の構築が非常に重要なため、既存の地域被害対策協議会を推進母体にし、より小さい集落単位での組織化も視野に入れながら、このたび設立しました米沢市有害鳥獣被害対策連絡協議会を核に、地域の実情に合わせた組織体制の充実にも努めていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 禰議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、冬期間の通学路の安全確保についてお答えいたします。

子供たちが安心して学校に通学するためには、通学路の安全確保は大変重要です。しかしながら、冬期間は雪道の歩行となり、小さい子供たちには非常に危険な状態となっております。学校によっては冬期間は通学路を変更したり日課

を変更したりして、できるだけ集団で下校するなど工夫している学校も多くあります。

通学路の除雪や排雪につきましては、これまでも計画的に行っておりますが、突然の大雪などの場合や子供たちの歩行に危険が生じた場合は学校から連絡を受け、至急国、県、市の担当部署に連絡して、登下校の時間までに緊急に対処してきました。また、間に合わない場合は学校職員が学校周辺の道路や歩道橋を除雪したり、教員が引率して下校したりするなども取り組んでまいりました。

議員がお述べのとおり、昨年度も三沢東部小学校を初めとして幾つかの学校で歩道の除雪が間に合わず、子供たちが遅刻をした、歩けないため車道を歩いてきたなどの事例がありました。また、除雪が間に合わないため保護者や地域の方々に協力していただいて登校できたという事例もありました。すぐ担当課へ連絡し、下校時までには対応していただきましたが、降雪時の見通しの悪い状況の中で歩道の確保は非常に重要であり、登下校の時間までに除雪が終了するように今後とも関係部署と情報を密にして、連携していきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 禰議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、市民総合体育大会について御答弁申し上げます。

米沢市市民総合体育大会はことしで44回を数え、17地区の対抗戦で16種目を1年間を通して行われています。参加延べ人数は約5,000人であり、本市の一大スポーツイベントとなっております。今年度は昨日、真夏を思わせるような炎天下のもと行われました陸上競技で終了し、南部地区が総合優勝となったところであります。議員の方々も選手として、また応援にと参加いただき、ありがとうございました。

御質問の運営方法の見直しについてですが、

現在競技スポーツを主に実施している状況ですので、今後は誰にでもできるようなニュースポーツやレクリエーションなどの実施について、米沢市体育協会と協議してまいりたいと考えております。

次に、「参加率の悪い種目の得点の配分について検討すべき」との御質問ですが、議員がお述べのとおり16種目のうち3分の2以下の地区の参加で実施している種目がございます。具体的に申し上げますと、相撲競技と女子バスケットボール競技となっております。得点配分につきましても規定どおりとしておりますが、地区ごとの人口も大きく違い、参加者集約においても大変御苦労なされている地区もございます。参加の少ない種目にあっても、当該種目を楽しみにしておられる方もいらっしゃると思いますので、種目を継続させつつ参加率に合わせた得点の配分について、11月に第44回大会の全体反省会を開催いたしますので、その際に協議してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） 時間の関係がありますので、順不同で大変申しわけございませんが、まず最初に猿被害対策の中での発信機についてお尋ねしますけれども、先ほどの答弁ですと現在11群の猿の群れを確認しているということですが、この11群全部に発信機が取り付けられているというような考え方でよろしいでしょうか。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 議員お話しのとおりであると認識しております。先ほどもお答えさせていただきましたが、ことし4台を取りつける予定にしております。既に猟友会の協力を得ながら山上地区と三沢地区の群れに装着させていただきました。今後は上郷地区と田沢地区で取りつける予定でございます。今後は全群に最低1台は装着し、活用を図っていききたいということ

ですので、よろしくお願いいたします。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） ではまだ全群にはついていないということですのでよろしいですね。やっぱりどうしても活動範囲を把握しなければならないと思っていましたので、活動範囲をきちんと把握する中で効果的な策がいろいろと出てくるのではないかなというふうに思っています。

けさも田沢の上の町というところ、私の家の近くですけれども、8連発花火が打ち上がっていました。連日のように打ち上がっていますから、恐らく田沢だけでも1群だけではないように見受けられますので、きちんと調査をしてほしいと思いますので、この点については要望しておきます。

猿被害について、7月末ごろに私の近くの友人宅で畑が荒らされまして、その味をしめたのか何日か後にまたこの猿が出ました。私、たまたま近くを車で通りがかったものですから、ちょうど2頭の群れでございました。またもまたまでございますがズックを履いていましたので、車をとめてその猿2頭を本気になって声を出しながら追いかけてみました。そうしたら猿も本気になって逃げたんです。私も大きな声を出しながら本気になって追いかけて、多分500メートルも走ったでしょうか、そんなことをやってみたら二度とあれから猿は出没しなくなりました。よっぽど俺のことおっかねがったんだべなと、そんなことで、やっぱり猿に怖さを教えるということは非常に大事なようです。その畑は結構いっぱい農作物をつくっているんですけれども、それ以来全く来ないようですから、少し離れたところでは被害があるようですけれども、そういったことを少しみんながやればいいんですが、一つの農家の人だけであったり、地区の意識のある人だけがやっても、やっぱり猿はなめてかかるといえるのか、追い払われないんだなと思ってくると逃げなくなっていくんですか

ら、地区全体でガーっとうやっつけると非常にいいかなというふうに思っています。

猿に怖さをわからせるために、今仙台市でかなり大規模な取り組みをやっています。極度に人なれが進んだ群れの多頭捕獲や、群れから離れた雄の捕獲を実施しているほかに、猿の群れをグワーっと山ごと囲んで追い上げる、そんなことをやっているようです。大規模な追い上げと言っているようですが、これにはＪＡを初め猟友会、警察署、森林組合、地域町内会、そしてＪＲも入っていますし、行政なども入って、多くの団体が協力して大規模にドワーっと山に、ここは人の住むところだぞということを、もちろんモンキー犬も神奈川からお借りしている分も含めて大規模に、一気に追い上げをするようです。そんなことを今やっているというふうに言われています。先ほど部長がおっしゃいましたように、特措法の関係で交付税も厚くなりました。いろいろやれることも多くなったというふうに思います。仙台市の例などを勉強しながら、少し米沢市としても怖さをわからせてやらないとだめだと私は思うんです。そんな取り組みを少しやってみてはどうかと考えていますが、いかがですか。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 先ほどから議員お述べのとおり、さまざまなやり方を組み合わせた追い上げ、追い払い、これを継続的に実施していくことが大切だというふうに考えておりますので、今お述べになりました仙台市の事例なども勉強させていただきまして、地域の皆様と協議して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○４番（我妻徳雄議員） ぜひいろいろ勉強していただいて、いい方向へ行くように。モンキー犬の導入をしていただきまして、この間の工藤議員への答弁ですと来年度はもっと積極的

な採用も含めて導入をしたいということでしたので、ぜひモンキー犬実施隊のほうの強化もお願いしたいなというふうに思います。

鳥獣被害に対してですけれども、本当に春先というのは、特に熊ですが余り目撃されないのが実態で、通常ですと７月ころから徐々に始まってきて、今ごろからピークになっていくのかなと、冬眠まで。しかしことしは先ほどあったように異常な状況で全国的にも目撃されて、食害も出てきていると。ましてことしはブナの実ですとかドングリとかの不況の年に当たりますから、これから食べ物はますますなくなってくる、冬眠に備えて太らなければならないが太れないという状況が熊などに生じてくると、一層里においてくる可能性があります。まして里においてくるとよくパニくるといいますけれども、凶暴化して何をするかわからないということもあるようですから、ことしはかなり危ない年だというふうに言われていますので、そこをきちんと認識をしていかなければならないというふうに思いますし、冗談抜きに山の中で熊が騒いでいる分にはいいんだろうけれども、万が一里においてきて大きな事故みたいなことになることもあるので、ことしはとにかく異常な年ですから、まずは市としてもきちんと広報活動を徹底して、鳥獣の、特に熊に対する被害を警戒してくださいという呼びかけを今まで以上にしなければならぬというふうに私は考えていたんですけれども、そのような考えはお持ちでしょうか。

○佐藤 晃議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 熊に関して事前広報活動といえますか、そういうことでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

本当に議員お述べのとおり、熊は去年は少なかったんですけれども、ことしはかなり多く目撃情報とかをいただいております。山の食料が

凶作というようなことも予測されますので、かなり警戒していかなければならないかなというふうには思っております。また、これから秋山シーズン、行楽シーズンということで、山に入られる方もおられますので、これまで以上に注意、呼びかけをしていきたいというふうに思っております。具体的には、まず9月1日の広報に注意喚起を載せました。今後チラシ等も作成しまして、心構えといいますか、そういった内容で全戸回覧したいなということで準備を進めているところでございます。そのようなことで万全を期していきたいと考えているところでございます。以上です。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） ぜひチラシなどで注意喚起を呼びかけていただいて、事故のない年にしたいなというふうに私も思います。

では、時間がないので次に移りますが、高齢者等雪下ろし支援援助員派遣事業の回数はことし1回ずつふやすよというお話でございました。落雪式の家の周りの除雪にも応用して適用できるというような答弁でございましたけれども、具体的にどのように進めればよいのか教えていただけますか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 具体的なものにつきましては、それぞれの家の形状によって異なってくると思うんですけども、除雪援助員の派遣事業に関しましては規定上は公道からそれぞれのお宅の生活に必要とされる玄関口までというふうなことになってございます。したがって、その辺どのような雪の形状になっているかというところでそれぞれ家が違うということで、そこら辺を応用という言葉で表現させていただいたんですけども、それを組み合わせたりして使っていただけることもあるかなというふうに考えております。

もう一つなんですけれども、雪おろしのほう

の事業につきましても事業の目的につきましては雪おろし及び雪おろしに伴う避難路の確保ということで規定してございますので、こちらのほうでも単に雪おろしをするだけではなくて、そのお宅の高齢者の方の避難路も確保していただくところまでというふうな事業でございますので、2つの事業、ちょっとどのように組み合わせるかという具体的なことを今申し上げることはできないわけなんですけれども、組み合わせの方法によって対処していただければというふうに思うところです。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） ちょっといまいちよくわからなかったんですが、臨機応変にある程度対処するよということによろしいんですか。いわゆるしゃくし定規で雪おろしだけとか、除雪は玄関までしかないとかそういうイメージでなくて、ある程度臨機応変な中で世帯に応じて対処していきますよということによろしいんですか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 議員おっしゃるとおり確かに現場に応じて、特に雪おろしにつきましては家の倒壊を防止しながら高齢者の安心を図ることが一番でございますので、その現場に応じながら利用していただければというふうに思っています。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） 1つ最後に、崩壊のおそれのある家屋の対策ですけども、今冬に向けて具体的に今話し合いの最中だから改めて今度提案しますよという御答弁でよろしかったですか。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 今、関係部署から成る検討会議の中で条例制定へ向けて検討している最中でございます。

○佐藤 晃議長 以上で、4番我妻徳雄議員の一

般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時10分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、デマンド交通（乗り合いタクシー）利用の実現について外1点、12番堤郁雄議員。

〔12番堤 郁雄議員登壇〕（拍手）

○12番（堤 郁雄議員） 自民クラブの堤郁雄です。ここ数日で朝晩大分涼しくなってきました。日中はまだまだ残暑が厳しいですが、ようやく暑さも峠を越えたような気がします。

ことしの夏は連日34度や35度の気温になり、熱中症で運ばれる人が全国では数千人にも上っているということです。実際この炎天下の中を自転車で走っていると、肌に当たる日差しがまさに刺さるような感じました。米沢もまだ残暑が残るかと思いますが、皆様もくれぐれもお体を大切にしていきたいと存じます。ですが、あと3カ月もすると今度は雪の話題になり、自転車では通行不能な状態となります。夏が暑い年は大雪になると言われておりますが、大きな災害や事故にならないよう願わずにはおれません。

さて、米沢は申すまでもなく車社会、それも自家用自動車社会と言っていいでしょう。一家に1台と言わず、2台、3台あるのが普通な家庭です。本市の高校生は、卒業するときに運転免許をとらなければなりません。なぜなら、車の運転ができなければ就職も難しく、求人欄に「要普通免許」となっていることが普通だから

です。就職して職場に通うにも自動車ですし、買い物にも移動にも自動車を使うのが当たり前で、病院に通うにも、余りよくないことです。熱があっても自分で運転していくのが普通のことになっています。このように、18歳から運転するのが当たり前であるのが本市の実情です。

であるならば、せめて道路は十分に整備されているのかというと、必ずしもそのようにはなっておりません。自動車の運転者はもちろん、自転車や歩行者にとっても安全で安心できる道になっているかというと、心もとないようなところも多々あります。交通量の多い道であるにもかかわらず歩道が整備されていなかったり、あっても片側にしかなかったり、とても狭かったり、あるいは歩道が途中で切れて危険な状態であったり。ですが、歩道はまだいいほうです。道路幅の問題もあると思いますが、自転車専用道はほとんど整備されておらず、危険回避のため歩道を走らざるを得ない状態です。また、児童生徒の通学路になっているからと、安全確保のために道路幅を広げ、歩道を確保してもらうよう要望しても、予算がないからできないと言われることもよくあります。もちろんそのような要望は市内各地域からたくさん出ていることだと思います。本市の限られた予算の中で、全てを短期間のうちに実現するのは不可能だと思います。ですから、これらを実現するためには県や国の予算が必要なのです。山形県の予算も限られたものですが、他地域に比べますと米沢にはまだまだ予算配分をふやしていただいて、やっていただきたい事業はあると思っています。市長にはぜひ知事との意見交換の機会をふやしていただいて、米沢の実情を訴えていただきたいと思っています。

問題なのは、国の予算のありようです。既に来年度の予算の概算要求が出ているのはマスコミ等で御存じだとは思いますが、財政再建を声高に叫んでいる政府の割には、予算総額が今年

度よりも多い95兆円ほどになるとのことです。ほかに震災の復興費もあるわけですが、こちらはわずかに4兆5,000億円しかありません。いまだ瓦れきの処理も終わっていない状態なのに、復興に何年かけるつもりなのでしょう。被災者を何年仮設住宅のままにしておくつもりでしょうか。自己責任、自己負担でやれということでしょうか。もちろん被災自治体は毎日懸命に復興処理に当たっていると思います。しかし、わずか数%しか復興は進んでいません。ならば、完全復興のためには少なくとも現在かけている費用の20倍は必要であるということは小学生でもわかる計算です。国家予算に匹敵する金額を一度に全て出すのは無理だとしても、もっと出すことはできるはずです。

では、なぜ国は予算を出さないのでしょうか。簡単に言えば、国は二級の国民に出す費用がもったいないと思っているのではないのでしょうか。先日、山形県市議会議長会議員研修会があり、参加してきたわけですが、講演会の講師の中部大学教授の武田邦彦先生がおっしゃっておられたように、東北人は一級の国民とされていないのかもしれませんが。二級の国民だから、危ないかもしれない原子力発電所をつくり、放射性廃棄物を埋める場所にするのではないのでしょうか。そう感じるのは武田先生のお話からだけではありません。ある大手マスコミの社説では、このようなことが書いてありました。「津波被災地の人口は約60万人。もともと高齢化と過疎が進んでいた地域が多い。過疎だからと復興を諦めるわけにはいかないが、1人当たり3,000万円超にもなる復興費の計画が現実的なのか、よくよく考えないといけない」。このような差別的な論調を堂々と載せています。「復興を諦めるわけにはいかないが」とは、嫌々復興させてやっているということでしょうか。同じ東北に住む者として、なぜこのような差別的扱いを受けなければならないのか、理解に苦しむ

と同時に非常に残念な気持ちになります。

過疎の地域であるとか高齢化が進んでいるとかは、復興とは何の関係もありません。費用対効果という言葉も好きではありませんが、高齢化や過疎の進んでいる地域に予算を投じるのは、その費用に見合った効果がないのもったいないと考えているのでしょうか。そして、そう考えているのはこの編集委員だけではなく、国の予算編成にかかわっている人の中にもいるのだと考えたほうが自然です。でなければ、デフレで景気が落ち込んでいるこの時期に公共事業を何割も削減し、ただでさえおくらせているこの地域のインフラ整備をおくらせたり、消費税を増税し景気に冷や水を浴びせ、ますますデフレからの脱却をおくらせ、懸命に復興に頑張ろうとしている東北各県をおとしめようとするのは理解できません。

朝のニュースでしたか、自治体によって瓦れきの処理費用に差があると、これは問題であるというような論調でしたが、処理費用が高ければ瓦れきの処理はすべきではないとでも言うのでしょうか。自分の子供がけがや病気で死にそうになっているときに、「治療費は幾らまで出すのが妥当か」とか「限度額を決めてから治療に当たるべきだ」などと言うのでしょうか。血の通った普通の人間ならば、「まず治療をしてくれ、輸血でも何でもして命を助けてくれ」、そう言うのではないのでしょうか。命が助かって、回復して、元気に立てるようになってから、ではだんだん自分で歩いてみようかと言うのなら話はわかります。そうではなくて、まず助けるのが妥当だろうかと、そういう議論から入らねばならないような国が、きずなを大切にする国なのではないのでしょうか。国民の命を守れる国なのではないのでしょうか。今やらなければならないのは、財政再建などより公共事業などで地域のインフラの整備を図り、景気を刺激し、雇用問題なども解決していくことです。ですから、本市のような

まだまだ整備しなければならないインフラを多く抱えているところには、十分な予算措置が必要だと思うのです。

本市の場合には、道路を横断する場合も横断歩道や歩道橋が少なく、遠くから迂回してこななければならないために、危険を承知で横断している人を見かけることがよくあります。このような状況を見ると、まだまだインフラ整備の必要性があるなと思います。そしてそのような危険を冒すよりは、車を運転できる人は自分で運転してきてしまうだろうなと思うのです。

こうしてますます車社会に拍車がかかるわけですが、最近高齢社会の高まりにつれて、高齢者の交通事故がふえています。命にかかわるような大きな事故にならない場合でも、高齢者は年齢からくる視野狭窄や反応の衰え、操作の錯誤などにより事故の起こる確率が高まるため、高齢者用の運転教習が義務づけられていますが、車体をこすったり小さな事故の繰り返しなどから運転する自信を失ったり、家族の反対などにより運転をやめる人もふえ、免許証の返上という形で運転から離れる人が増加しています。

運転から離れたといっても、社会活動、社会参加をやめたわけではありませんから、自家用車以外の交通手段を使って社会参加するわけです。自転車を使う人もいるわけですが、先ほど述べたように市内の道が全て安全な道ではありませんし、冬期間の路面凍結や圧雪など、高齢者にとってはかえって危険が増す場合があります。市内中心部の便利なところに住んでいる場合はまだいいと思いますが、中山間部や周辺部からの移動となるとバスや電車、タクシーの利用ということになるかと思いますが、バスや電車などの公共交通機関の利用が困難な地域があります。バス停があっても家から何キロメートルも歩いていかなければならないような地域では余り利用しようと思いませんし、特に冬期間は利用する人はほとんどいません。実際お話を

をお聞きすると、タクシーや家族の運転する車で送迎してもらっているという方が多いです。

「週に一度か二度、市中心部の病院に通わなければならないが、タクシーを使うと片道2,000円もかかる」と言う方のところでは、お医者さんにかかる費用より移動のための費用のほうが高いという、笑えない現実があります。また、バスを利用できるところでも本数が少なく、自分の利用したい時間と合わないために、片道はバス、片道はタクシーということもままある事実です。

このような公共交通機関の空白地域において、低料金あるいは一定料金で利用できる交通機関の整備は、自治体が責任を持って行うべき行政サービスであると思います。近年、バス利用数の低下から民間のバス路線が廃止になるところが山形県内にも多数あります。本市においては廃止代替路線として市民バスの運行を行っている地区もありますが、もともとバスも走っていない地域においては公共交通機関の恩恵をこうむる機会もなく、自己責任、自己負担でやっているのが現実です。同じ米沢の市民でありながら、片や公共交通機関の恩恵を受けられて、片や受けることができないというのは、明らかな地域間格差が存在するということではないでしょうか。これらの地域格差を埋めていくのは、国や自治体の責務であると考えます。

そこでお聞きしますが、これらの公共交通機関の空白地域にデマンド交通（乗り合いタクシー）の導入を実現できないでしょうか。山形県内においては、実証運行を含めて19の地区でデマンド交通を導入しています。置賜の近隣自治体におきましても既に導入しているところがありますので、研究はされていることと思います。本市におきましてもかつて実証運行を行っていたと聞きますが、現在導入する場合にはどのような障害があるのか、どのような条件ならば導入することが可能かという点につきまして、お答

えいただければと思います。

さて、もう1点ですが、現在南原地区にある2事業所の悪臭が問題になっており、議会でも特別委員会を設置して、悪臭問題解決に向けて努力している最中であるわけですが、養豚事業所のほうは飼育頭数を減らして、減臭に対して前向きに協力姿勢を見せてきているように感じます。昨年の9月に悪臭問題特別委員会が送った質問状に対する回答の中では、飼育頭数を減らすことや老朽化した施設を近代的に建て替えること、移転についてもいずれも理由を提示して否定的な回答をしてきたことを考えますと、柔軟な方向に態度が変わってきたのかなというふうに感じます。

飼育頭数を減らすことについては、できない理由に挙げられていたように直接経営にかかわってくる問題ですので、思い切った決断をしたなと思いますが、経費を圧縮するためにリストラも行われ、職を失う人も出ているという現実があります。産業という見地から見た場合、地場産業でもあり、天元豚という重要なブランドもあることから、これはなくさないような手だてが必要かと思います。

しかしながら、悪臭問題を抱えたまま現在地でまた飼育頭数をふやすということは、地元の理解も得られにくく、現実的ではないと考えます。そこで、新たな場所で経営基盤の強化を図りたいというような申し出があった場合には、本市としてどういう対応を行うのか、悪臭問題と産業の育成の両立は図られるのか、現状と今後についてどうお考えか、お聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの堤郁雄議員の御質問にお答えします。

私からは、悪臭問題の解決と産業育成の両立についてお答えします。そのほかにつきまして

は部長よりお答えします。

まず、悪臭問題の解決と産業育成の両立における「両立」の意味ではありますが、悪臭問題の解決を前提にした上で初めて産業振興があり、市民に迷惑をかけながらの産業振興はあり得ないと考えております。

次に具体的な話に入りますが、1点目は養豚事業所に対する悪臭対策の指導状況及び今後の取り組みについてであります。

養豚事業所に対して実施した最近の指導内容といたしましては、規制基準である臭気指数19を超過したことに対して、平成22年3月26日に行った2回目の改善勧告があります。この改善勧告に係る改善措置がとられた結果、以前のような遠方まで強い臭気が漂う回数は減ったものと認識しております。しかしながら、養豚事業所の近隣地区では依然として高い頻度で臭気が漂っている状況であることから、ことし1月に施設の運用等を改善するよう改めて行政指導を行いました。これを受け、事業者からは来年3月までに悪臭を最も強く発生させていると思われる豚舎を廃止し、飼育規模を約半分とする減産計画が提出され、現在当該計画に基づき減産が実行されているところです。この計画が完了すれば、豚の頭数の減少に伴い悪臭も減るものと期待しております。

また、今後の取り組みについてですが、改善勧告による改善措置の適正かつ継続的な運用及び減産計画の完全履行を監視する一方、引き続きにおいに関する専門機関の協力を得ながら、悪臭対策の実効性がより上がるよう徹底した指導と監視を実施し、悪臭問題が一刻も早く解決するよう努力していきたいと考えております。

担当職員が1週間置きに南原の2つの事業所に対して市民から寄せられている苦情の一覧表を届け、市民が苦しんでいる現実を伝えていますが、これも2つの事業所が社会的、道義的な責任を強く感じるための一方策であると考えて

おります。

また、一方では本市の畜産業は米沢牛や銘柄豚などのブランド力を有しており、肉用、酪農部門とも本市産業の一翼を担っている大事な産業でありますので、当該の養豚事業所に限らず、どの経営者に対しても各種相談に乗りながら、引き続き振興に努めていくべきものと考えております。当該養豚事業所は、以前から新しい土地を見つけて経営の基盤強化を図りたいとの考えも今後の選択肢として持っているようですので、相談があれば市といたしましても県当局とも相談しながら、有利な補助メニューなどが活用できないかどうかを含めた支援方法を探していきたいと考えています。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、デマンド交通についてお答えをさせていただきます。

デマンド交通システムの導入についてですが、県内の導入状況では実施地域の大小はあるものの、現在は実証運行、本格運行を合わせて、議員御指摘のとおりであります。19の市町村で導入されており、ことしの10月からは村山市でも実証実験が開始される予定になっております。

デマンド交通システムにつきましては、地域公共交通を総合的に検討する上で重要な手段の一つと認識をしているところであり、また冬期間の通学、観光の2次交通といったニーズから、本市の特性としてバス路線は欠かせない交通基盤であることから、定時運行バス路線とデマンド交通システムが補完・共存しながらうまく機能している先進地の事例なども参考にしながら研究を進め、本市に合った導入の可能性を検討していきたいと考えております。

実際の導入に際しましては、運行主体、採算性の検討のほかに、運行する範囲や人口規模、

民間も含めた既存のバス路線やタクシー事業者との競合に関する調整、運行する主体のあり方などの調査・検討が必要であります。特に潜在的なニーズだけでなく、どのような方がどのように御利用いただけるのか具体的なニーズについて十分に調査を行い、運行目的を明確にしていく必要があるものというふうに考えております。

本市でも今年度から市全体における市民バスの運行のあり方について検討を開始しており、山上地区、田沢地区、万世地区において地域の皆様にも入っていただいて、地域内を運行している廃止代替路線の今後のあり方について検討を行っているところであります。また、ことしの11月から1月までの3カ月間の期間で、廃止代替路線の運賃について上限を300円と設定し、利用状況などを調査・検証する実証実験を行います。これは廃止代替の3路線の運賃体系の見直しについて一定期間試験的に上限を300円にすることで、乗車人数や運賃収入の増減、他の交通事業者への影響を調査するものであり、この結果を受けまして本格的な運行の検討を行っていききたいと考えております。

本格運行につきましては、現在の乗車人数、運賃収入が維持されることや、他の交通事業者への影響が少ないことなどが挙げられます。多くの市民の皆様には御利用いただけるよう、広報、市のホームページ、コミセン、報道機関などの御協力をいただきながら、広くPRをしていきたいというふうに考えております。

地域での検討ではありますが、先日開催いたしました山上地区の皆様との懇談会の中では「現在は自分で運転をしているが、将来的に運転ができなくなったときには何らかの公共交通を利用したいが、バスの停留所まで行くのがおっくうである」というふうな声もあり、そのような御意見にお応えする手段の一つとしてデマンド交通システムの導入も考えられることから、ま

ずは廃止代替路線での運行の可能性を、その後には運行地域以外の交通空白地帯についても検討していきたいというふうに考えております。まずは地域の皆様の御意見を幅広くお聞きしながら、あわせて先進事例なども調査・研究を行い、多面的な視点に立って見直しの検討を行い、それぞれの地域の実情に合った公共交通システムを構築していきたいというふうに考えております。

御質問の中では、導入するためのクリアすべき課題は何なのかというふうな御指摘でありました。これも以前からお答えしておりますが、最も課題となりますのは既存のバス交通事業者と運行経路が重複した場合の利害関係の調整、さらにはタクシーに委託しながらデマンド交通を構築していく場合、業界の中には複数のタクシー会社がございますので、こうした会社同士の利害関係の調整、こういったところが最大の課題になってくるものというふうに理解をしております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） ありがとうございます。

まず、デマンド交通のほうからお聞きしますが、今山形県内35市町村の半分以上の19市町村でデマンド交通、いわゆる乗り合いタクシーが実証運行も含めて行われているわけです。今さまざまな課題はあるという話でしたが、ほかの地区においても同じような課題はあって、それを乗り越えてといいますか、運行できるような、当然その前に実証運行をして状況を見ながらということだと思いますけれども、それでやっているわけですね。もちろん実際に始めてみるといろいろなうまくいかない部分とか、ほかの業者との競合の部分とか、実施主体をどこでやるかというような部分もあると思いますが、今年の6月議会でも私同じようなことで質問いたし

ましたけれども、そのときは「公共交通機関の空白地域があるということは認識している」という部長のお答えで、それ以上突っ込んだ部分はない、課題はあると、研究するというようなお答えだったので、それ以後ほかの議員が質問する機会もあったわけですが、実質ちょっと内容としては余り進んでいないなというふうに感じられます。かつて実験的に運行していたわけですが、そのときの最大の問題点は何だったのか教えていただけますか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 かつて成島地域を利用者のエリアとして、市内の各医療機関等を結んで乗り合いタクシーという形式をとっておりました。これに対しては行政側から支援というかてこ入れは何もせず、純粹に民間の事業としてスタートしたわけでありましたが、やはり一番の問題は、当初こういう新しいことをやりますということに軌道に乗るやに思えたわけですが、やはり利用者が思ったようにふえていかないという部分で、要するに早く言えば赤字を改善できなかったというところが最大の課題でありました。

○佐藤 兵議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） 利用者数が少なかったんで赤字で、最終的には廃止になったということだと思いますが、先ほど壇上でも言いましたけれども、山形県内、民間のバス路線がどんどん廃止になっているところがふえて、実際米沢市内もそうなんですけれども、そこをどうするかということで市民バスを走らせたりとかしているわけですが、今度運賃を300円にしてというような話がありましたけれども、どこの自治体でも市民バスを運行するにしてもデマンド交通を運行するにしても、純粹にその事業だけで黒字化しているところはないと思います。となると、当然何らかの行政からの補助というのは必要だと思うわけです。そういう意味でい

うと、以前に米沢市内でやっていたのは全くの民間で純粋にやっていたわけですから、ほかの民間のバス会社やタクシー会社と同じような、完全に競合するというふうに考えていいと思うんですけれども、そうすると当然ほかのところでも廃止しているところがあるわけですから、以前やったところも民間としては廃止せざるを得ないと。そのときに、もし行政として何らかのバックアップがあれば継続することも可能だったのかもしれない、仮定の問題を今言っても仕方がないんですけれども、今現在ほかの19自治体でやっているものもいろいろな補助をやって、しかも上限の金額が幾らというように大体決まっています。自治体によって金額は多少は違いますし、利用地域とかも違います。そういうのはもう既に研究していращやるのでわかりだとは思いますが、そうするともし新しく始めるという場合にはある程度の補助は見越しておけばいいのではないかなと。純粋に民間のようにそれだけで黒字を出してやってくださいと言うのは、潰れろと言っているに等しいというふうに思います。実際ほかのところでは純粋に民間でやっているところはないと思います。事業主体は社協さんであったりとか自治体そのものであったり、そういう業界団体であったり、いろいろあるとは思いますが、純粋に営利を目的とした会社のような組織でやっているところはまずないと思います。具体的に競合というのは一番ネックじゃないかなと私は思うんですけれども、今部長がおっしゃられたのは廃止代替路線をカバーするというような、今のバスもそうですけれども、そういうお考えだと思ってしまうんですけれども、先ほども言いましたが空白地域ですよね、そこに走らせるような方策はないものかと。だから順序としては廃止代替路線をまずやって、それから空白地域にという話でしたけれども、空白地域を先にとは言いませんが、せめて並べて同じ土台で考え

る、あるいは既にもうやっているところがいっぱいあるわけですから、そういうところの前例を踏まえて、米沢でどういうことができるのかという、そのような検討をしていただきたいんです。具体的なニーズがわからないとというお話ですけれども、やっぱりこれはその地域から実際にニーズであるとか直接声を聞くというのは大事だと思うので、そういう声を聞く機会というのはありますか。

○佐藤 亮議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 ただいまの御質問は2点あったと思います。1点は、要するに新たな交通システムをつくる場合の財政支援のあり方についてでありました。かつて成島地域を巡るための、民間事業者がやっていた段階で補助金が出せればよかったのではないかなというふうなお話もありましたが、今やっているデマンド交通、議員からも御指摘ありましたが運行主体は多くの場合はやっぱり社協さんだったり会議所だったりするわけでありましたが、ほとんどが自治体であります。自治体がタクシー業界のほうに委託をしながら運行しているというのが主なスタイルになっております。委託でありますので、必ずこれは赤字が発生しますから、その部分については行政側が補填をするという役割を担っております。ただ、その時点ではそういうシステムはつくられていなかったものですから、そういうふうなうまい手が出せなかったということで御理解をいただきたいと思います。

現状、米沢市の場合も山交バスの赤字路線の維持のために補助金を出してございます。さらには廃止代替路線については市が運行しながら、これもまた赤字でありますので委託料として税を投入しているという状況になっています。ただ、ありがたいことに市街地循環路線、新規路線でありましたが、この部分については純粋に黒字で走らせることができていると、県内でもまれに見る例なのではないかなというふう

に自負をしております。

そうした中で、まずもって順番的には今税を投入しながら赤字の部分を賄っている部分、廃止代替運行路線が一つ着目をされるわけですが、空のままの空気バスを走らせることがいいのか、あるいはこの部分に先ほど申し上げましたようなデマンド型の交通システムを入れることによって赤字額が幾らかでも減らせるのではないか、そのことによってまた一つの財源が出てまいりますので、順番としましては先ほどお答えをさせていただいたような格好で成功事例をまずつくって、その次に拡大させていくというふうなスタイルで進めていければというふうに考えております。

2つ目がニーズ調査についてであります。先ほども壇上からの答弁で山上の例を出したわけですが、この部分について集まってきたいただいた方々を対象にしてアンケート調査を行いながら、検討をさせていただいております。これからやってまいります田沢地区、それから万世地区についても同じようにアンケート調査を行いながら、ニーズ調査をしていきたいというふうに思っております。若干御紹介をさせていただきますと、山上地区で御回答いただいた方の半数以上の方が「将来的にはバスなどの公共交通が必要である」という回答をいただいております。その理由であります、「高齢になった際の通院や買い物への不安がある」という方が大半になっておりました。ですので、目的としてはそういう使い方になってくるんだろうというふうに思います。

それから、運行方法やその範囲の見直し等々につきましても、半数以上の方々が「現状の廃止代替路線については見直しが必要である」というふうに回答をされております。現状のままではいけないんだなというふうな意識、これは利用されている地域の方々も強く思っているというふうに思っています。

それから、見直しの検討をこれから進める上では、「地域と市による共同でぜひお願いをしたい」という方が大方でございました。このようなことから、これから進めてまいりますほかの2地区についても多くの方々に懇談の場に参画をいただきながら、アンケート調査を行っていききたいというふうに思います。必要とあらば、集まった方々だけでなく広くアンケートなども行っていききたいというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） 今山上地区のアンケートのことなどお聞きしましたがけれども、買い物とか通院が主たる目的になるのではないかと、それは私も同じ意見であります。ほかの市町村の例を見ましても、やはり買い物の部分と通院の部分のニーズがかなり高いと。ですので、ある程度の路線を決めているところもあるんですけども、そういうところは病院をめぐっていくようなコースであるとかを設定しているようです。多くの自治体ではその自治体の中だけの運行というのが普通だと思うんですが、飯豊町の場合は長井市とか川西町まで運行しているんですね。町なかに大きな病院がないとかということもあると思うんですけども、買い物とかは長井市の大きなところに行ったりとか、川西町には置賜総合病院があるので、そこへのニーズが結構あるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺まで運行地域を広げているという例があります。米沢の場合はタクシーももちろんありますが、民間のバスと市民バスがあります。そことの単純な競合というふうにはならないと思うんです。山上の皆さんともアンケート等話し合いの中で見直しは必要じゃないかというような意見があったということですので、それはちょっと具体的なことはどうなのかわかりませんがコースの問題であるとか、例えば利用人数をもうちょっとふやせるような何かあるんじゃないかと、多分そういうふう

なことだからだとは思いますが、そういう見直しは必要だとは思いますが、空気バスを運行させるのがいいか悪いかという話もありましたが、バスの場合は定時運行が基本なわけです。そうすると、やはりニーズのない時間帯にはお客さんがゼロではないにしてもほとんどいないということがあり得るわけです。それに比べればデマンド交通の場合は基本予約制なわけですから、まずお客さんがいて走らせると、そこにやっぱり大きな違いがあると思うんです。ですから、片方は空気バスを走らせるための補助金を出している、片方は確実なニーズがあるところで補助金を出して走らせると、ここには大きな違いがあるのではないかなというふうに私は思います。そういう点で言うと、やはり今現在公共交通網から外れている部分に関してもニーズを聞いていただいて、ある程度のニーズが固まったら並行してそこで走らせる、あるいはそこを優先的に実証運行をしてみるといようなことも可能ではないかと、むしろ競合する路線が少ないだけに、お客さんは確実にふえるのではないかなというふうに私は思っています。

それと、導入するときも市だけではなくて県であるとか国なんかも補助金を出しているようですので、そういうものも活用して実現できるような方向で検討いただけないかなというふうに思います。とりあえずはまず市内全域にわたってそういったニーズがないかどうかの調査をしていただきたいんですが、いかがですか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 先ほど答弁をさせていただいたのが基本的なというか原則的な考えでありまして、何としてもその順番を踏襲しなければいけないということではありませんので、今議員から御提案のございました交通空白地帯についても、さまざまなニーズ調査を並行してやっていくのはやぶさかではございませんので、

しばらくお時間をいただいて検討させていただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思います。

それから、もう一方の悪臭問題と産業育成の両立という部分ですけれども、当然悪臭問題は解決すると市長は公約で言っておられるので、当然その方向に向かってやっていらっしゃるのだというふうに思います。減臭のために頭数を減らすということで、養豚業者も割と協力的になってきているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、飼育頭数を減らすということで食肉公社に出している部分の影響というのはないでしょうか。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 食肉公社における当該養豚事業所からの出荷頭数ではありますが、豚の屠畜頭数の平成22年度の実績ではありますが2万8,526頭のうち5,102頭、約18%を占めております。入荷量がそのまま約45%減頭となりますと、屠畜解体手数料及び豚枝肉加工品等の取扱高の減少に大きく影響を及ぼしますし、豚の屠畜は現在毎営業日行っておりますので、入荷頭数の減少は屠畜場の稼働率の低下に直結し、安定経営に必要な定時定量に影響を及ぼすというようなことであります。

○佐藤 晃議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） 頭数を半分ぐらいに減らすという予定になっていますので、実際影響があるんだなというふうに感じます。実際今まだ減らしている途中だとは思いますが、減らした後の稼働率の低下とかを何かカバーするような方策というのは考えていますか。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 現段階の対策といたしましては、県外も含めましてほかの事業所からの入

荷量アップ、それから新たな供給策の開拓、自助努力として加工部門の商品見直しや内臓販売の付加価値向上、それから枝肉として県外事業者販売していたものを自社で数量を拡大するなど、いろいろな面からその対策について食肉公社と話をしている状況でございます。

○佐藤 晃議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） 県外等ほかのところからカバーしていくということなんですけれども、実際そのときになってみないとわからないのかもしれませんが、豚もすぐ入れてくれと言っても育つまでに時間がかかるわけですね。そうするとその足りない部分を頼んですぐ手当てできるような状況でしょうか。どうでしょう。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 なかなかそれぞれ市場がありまして、それぞれに御苦労なさっているようですので、すぐ確保するというわけにはいかないと思います。

○佐藤 晃議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） そうなると、できれば自前で何とかカバーできればいいんでしょうけれども、今現実には頭数を減らしていこうという方向ですので、またふやすというのはちょっと今すぐは無理かなというふうな気がいたします。実際業者としてはやはり経営に直接かかわってくる問題だと思いますので、売り上げとかも下がってきて経営がちよっとうまくいかないというふうな状況になるのは避けなければならないというふうに思うんです。やはり経営が悪化して一番困るのは、今の畜舎をそのままにして倒産というような現実になってしまったら、市が単独でその後の処理をしなければならないというような危惧が出てくるということもありますので、今のところはまだそういうふうな状態にはなっていないとは思いますが、悪臭問題は悪臭問題としてきちんとやりつつも、産業としてバックアップしていくという、それ

は先ほど答えていただいたと思うんですけども、それは間違いないところですね。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 先ほども市長が答弁させていただきましたけれども、一般論になりまして恐縮ですが、どの形態に対しても御相談があれば市がやれる範囲で一生懸命応援をするというふうなことにしておりますので、当該養豚事業者に対しましても、そういった方向で同様のバックアップをしていきたいというふうに思います。

○佐藤 晃議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） ありがとうございます。米沢の大事なブランドの一つでもありますので、なくさないように、産業サイドのほうではぜひバックアップしていただきたいというふうに考えます。どうもありがとうございました。

○佐藤 晃議長 以上で、12番堤郁雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休 憩

午後 2時05分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一つ、多くの方が利用する図書館にしていぐために外2点、9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕（拍手）

○9番（白根澤澄子議員） 日本共産党市議団の白根澤澄子です。3点について質問いたします。

1. 多くの方が利用する図書館にしていぐために。

国や地方自治体が設置する公立の図書館を規定しているのは図書館法です。図書館法で、図書館とは図書、記録、その他必要な資料を収集

し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする社会教育施設です。また、法では公立図書館は入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならないと定め、図書館サービスは無料が原則になっています。

公立図書館と公共性の高い私立図書館を含めて、一般的には公共図書館と呼ばれていることから、この後公共図書館という名称を使っています。

公共図書館とはどういう施設なのか簡単にまとめれば、さまざまな情報を収集している公共図書館を住民が利用することによって、無料で情報を得ることができることから、住民の情報にかかわる不公平を埋める機関であるとともに、生涯学習の拠点となる施設ということになります。情報を得ることに対する平等、住民による情報の共有、自分自身を助け、学んでいく自己学習をあらわすセルフヘルプ、公共図書館の理念を平等、共有、セルフヘルプという言葉で表現されています。

インターネットの普及、大衆化や、電子図書の出現など電子メディアの発達から、これからの図書館のあり方が模索されています。スウェーデンの公共図書館は、デジタル資料を含めてスウェーデンで刊行される資料を収集し、居住地、年齢、文化的背景によらず、全ての住民に平等に情報を提供することを最も重要視し、2つの取り組みを進めています。1つは、家庭を第一の居間とすれば、図書館を第二の居間と位置づけ、利用者が自分自身と向き合う時間と空間を提供することです。もう一つは、24時間の図書館サービスの提供です。利用者が図書館の開館時間に左右されず、いつでも図書館を利用できるよう、電子書籍、音楽、映像ソフトのダウンロード貸し出しを行っています。デンマークやノルウェーの図書館では、漫画やコンピュ

ーターゲームも提供しています。まだ全体の認識ではないようですが、コンピューターゲームを単に子供の利用をふやす道具としてではなく、デジタル情報に対する子供たちの技量を高める可能性があるものと位置づける見方が司書の中にあるようです。全ての住民に平等に情報を提供するという図書館を、一言で「みんなの図書館」とあらわされてもいます。米沢市立図書館の利用の現状と、利用者をふやし、「みんなの図書館」にしていく方策について伺います。

まず、米沢市立図書館の人口1人当たりの貸し出し冊数と、利用登録率を教えてください。2006年の人口当たりの貸し出し冊数は、日本4.86冊、アメリカ5.44冊、フィンランド19.2冊です。2010年の利用登録率は日本38.3%、アメリカ50ないし60%、フィンランド約80%です。日本は欧米に比べて図書館利用が低調です。

米沢の図書館利用の現状は、全国と大差がないと思われます。情報が電子メディアに広がり、多様化する情報の取得に対する格差が広がっている現在、情報に対する不平等をなくしていく努力が図書館に求められています。図書館を利用していない方にどうすれば利用してもらえるのか、図書館が新しく建設されることが決まった今こそ、図書館利用者拡大について意欲を持って取り組み、文字どおりの「みんなの図書館」を目指すときではないかと思います。簡単に言えば、図書館を利用していない約7割の方にどう接近するかということです。

図書館司書が外に出て、図書館利用の働きかけをしたり、図書館の広報を行うことを提案したいと思います。図書館に来る人を待つばかりでなく、人々と本や図書館を結びつける積極的な活動があればいいと思います。また、図書館は公共施設の中では誰もが行きやすい場所でもあります。本を読むという目的があってもなくても、誰にも邪魔されずに図書館で過ごすこと

ができるからです。行きやすい場所で多様な図書館活用を提起していけば、図書館利用が大いに広がる可能性があります。図書館は産業、福祉、教育、文化等、行政領域全般にわたる情報を蓄積していることから、多分野にわたる活用の提案は可能ではないでしょうか。

そこで、まず子供たちの図書館利用を高める活動として、司書が小中学校に出向き、読み聞かせやブックトークができないかお聞きいたします。ボランティアの方が学校でお話をされていますが、市立図書館の司書は子供と本だけではなく、子供と図書館を接近させる役割を果たすことができるからです。子供たちは学校を卒業しても、公共図書館に行きなれていれば、大人になってもどこに行っても公共図書館に足を運ぶのではないかと思います。

インターネットが普及し、大量の情報が流されています。真偽の見きわめも必要ですが、便利であることも確かであり、有効活用が求められます。パソコン講座の実施で、電子情報に誰もが接近できるようにすることは、今現在の図書館の大きな役割だと思いますがいかがでしょうか。外国人の方の図書館利用も考えていかなければなりません。日本語習得講座はできないでしょうか。新しく事業を起こす起業、新しく農業につく就農などのビジネス支援もぜひやっていただきたいことです。子育て支援として妊婦さんを対象に健康、育児、名づけなどについてのマタニティー講座を実施しているところもあります。米沢でもできないでしょうか。図書館には入りやすい、垣根が低いということから、引きこもりの方の居場所を設けている図書館もあります。「みんなの図書館」にしていく新たな計画的な取り組みを期待します。

人々が本に親しむことで最も重要なのは、建物でも本でもなく、人だと言われています。どんなに立派な建物があり、本がそろっていても、それだけで人は本に興味を持つわけではないの

です。とりわけ子供たちには大人が本のおもしろさを知らせ、子供の興味や関心と本を結びつけていく必要があります。

「平成23年度教育委員会事務の点検・評価について」をいただきましたが、「本が大好き米沢っ子読書活動推進事業」を実施しての今後の対応、課題に、「学校図書館には司書が常駐することが望ましい。図書司書の配置については今後の課題である」とあります。学校図書館には司書が常駐することが望ましいということですから、来年度から司書を各学校に計画的に配置していただきたいと思います。

政府は、今年度からの学校図書館整備5カ年計画で、初めて学校司書の配置を予算化しました。週30時間勤務の司書を小中2校に1人の割合で配置できる規模の予算で、年間150億円とられています。これを活用するなどして、学校図書館に司書を配置していただきたいと思います。が、どうでしょうか。

## 2. 中学校の適正規模について。

米沢市教育委員会より、8月下旬に「米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画（案）」が示されました。それによりますと、「小学校は、複式学級のある小学校及び分校については平成30年度をめどに地元代表者会を設置し、話し合いを始めます」として、時間をかけて地元と協議をすることにしています。一方、中学校は小学校に先行して統廃合を進める計画になっています。市内中学校を東西南北の4地区に分け、南地区、西地区から取り組みを始め、南地区、西地区の4校を2校へ再編するとしています。南地区の中学校は近々の課題として校舎を建設し、平成31年度を目途に再編を行うということです。仮に平成31年度に（仮称）南地区中学校が誕生すると、南地区中の生徒数は560人となり、その時点で市内一番の大規模校になり、南地区中以外の中学校は400人台が2校、300人台1校、200人台と100人台も各1校という学校

規模になります。

中学校を再編して大規模化する理由は、「中学校については、高等学校やその後へ続く社会人へのステップとして、集団生活への適合性を主体とするため、より多くの人とのかかわりが重要視されます」ということとともに、「指導体制や部活動から見ても、適正規模は各学年4学級以上の12学級以上必要」というものです。

(仮称)南地区中は、南部地区、南原地区、山上地区、松川地区の4地区にわたる広大な学区になります。これまでも地区を越えての学区でしたが、さらに地区を離れての学区になります。「小学校については、地域の人々とともに地域の特色の中で育ち、人間性を豊かにする意味で、地域に根差した教育が重要視される必要があります」として、地域において子供たちが育つことに重きを置いています。中学校には地域に根差した教育は必要ないのでしょうか。

小学校、中学校は義務教育です。どの子も確実に学力を身につける必要があります。そのために重要なのは、子供同士、子供と教師、子供と地域住民との触れ合いという密着した人間関係であり、そういう中でこそ子供たちは安心して学ぶことができると言われています。中学生になれば地域のことに発言ができるでしょうし、地域の人々とともに活動することによって成長の機会も得られます。中学生も地域という安定した人間関係が必要であり、地域での成長の場は大切にしなければならないのではないかと思います。中学校は広域化し、大規模化していくという方向性ばかりでいいのでしょうか。お伺いいたします。

中学校を再編すれば、その後の数十年の学校配置や規模を規定することになります。また、一旦学校を廃止すれば簡単には再開できません。ですから、中学校の適正規模を考え、実施する場合も、小学校同様時間をかけ、国際的状況も参考にして、急がず検討していったほうがいい

のではないかと思います。

WHO世界保健機関は、子供の心身の健康に責任を負う立場から、「学校は100人以下が望ましい」という見解を表明しています。欧米においては1クラスの人数はほぼ20人以下ですし、学校規模は100人から200人が大勢です。ドイツの小中学校の学級規模は現在20人程度ですが、現場では10人以下を強く要求しているということです。平均の学校規模は200人程度です。世界を見れば、より少人数の学級に、学校も小規模校という方向性がつくられてきています。日本もきっと将来的にはこのような方向性をたどることになるだろうと思います。

日本における学校規模の現状は、2009年の文部科学省の統計によれば11学級以下が48.3%と約半数にも及んでいます。1973年の文部省(当時)の通達「公立小中学校の統廃合について」には、「小規模校には、教職員と児童生徒との人間的な触れ合いや個別指導の面で、小規模校としての教育上の利点も考えられる」という文言が入っています。過疎地域活性化特別措置法の20条は「小規模の小学校及び中学校の教育の特殊事情に鑑み、その教育の充実について適切な配慮をするものとする」とうたっています。文科省も学校の大規模化だけでなく、小規模校の利点に着目していますし、小規模校維持への配慮を求めています。

米沢市教育委員会は、中学校の統廃合について地区ごとに説明をし、理解と同意を得て進めるという丁寧なやり方をとろうとしています。その点は評価をいたしますが、これから長期にわたる教育のあり方について、教育関係者、生徒、各界各層の方と議論、対話し、時間をかけて検討していったほうがいいと考えますが、いかがでしょうか。

### 3. 雪対策を強化し、冬の生活を安全に。

毎年、雪による死傷事故が発生しています。米沢市の昨冬、ことし3月までの死傷者は32名

でした。事故を繰り返さずに減らしていき、冬を安全に暮らしていくために、2つ質問いたします。

1つは、歩道除雪のうち未実施区間の除雪を進めていただきたいということです。除雪をしても、除雪した雪でいっぱいになり、そのため歩道は除雪をしていないかのような状態にもなることから、小まめな排雪などもお願いしたいと思います。

もう一つは、屋根雪の落雪や屋根の雪おろしによる事故をなくすための取り組みです。昨冬の32名の死傷者のうち、屋根やはしごからの転落による重軽傷者は21名、落雪の下敷きになるなどの重軽傷者は6名で、合わせて27名であり、屋根雪にかかわる事故が8割以上を占めています。高齢化も進んでいることから、屋根雪にかかわる事故を減らしていくためには、屋根を雪おろしをしなくてもいいものに改修していくことが最も適切ではないかと思います。住宅屋根への融雪装置の設置や無落雪屋根への改修と、除雪機械による事故を防ぐ点からのロードヒーティングなど、融雪設備設置への助成制度を設けていただきたいと思います。どうでしょうか。

以上、質問いたします。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの白根澤澄子議員の御質問にお答えいたします。

私からは、雪対策の強化についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

初めに、除雪未実施の歩道の除雪についてですが、市道においては歩道延長が約97.8キロメートルあり、そのうち除雪を行っている歩道の延長は68.2キロメートルで、除雪率が約70%になります。したがって、残り30%が除雪未実施の歩道ということになりますが、八幡原

工業団地やオフィス・アルカディア内の歩道、あるいは幅が狭くて機械が入れない歩道などがこの30%に含まれております。

昨年度の冬は、大雪と低温続きで雪が解けにくい状況にあったことから、車道除雪によって寄せられた雪により歩道部が狭くなったり、部分的に圧雪されて平坦でなかったり、あるいは除雪された寄せ雪と新たな降雪が歩道を塞いでしまうなどの状況がありました。これらの場合には、市民からの問い合わせや情報提供によりできるだけ速やかに除雪を行い、改善をしてきたところであります。今後もこのような対応をさらに進めていきたいと考えておりますので、歩道除雪がなされない地域や区間について御要望があれば、土木課へ御相談をいただきたいと思います。

続いて、住宅の屋根に融雪施設等を設置する費用の助成についてであります。平成21年度から昨年度までの3年間、緊急経済対策事業として米沢市住宅リフォーム支援事業を行ってまいりました。その事業の中で、敷地内融雪設備または屋根融雪設備の設置工事を実施した例が10件ほどありました。現時点では緊急経済対策事業は終了いたしましたので、今のところ独自の助成制度は予定しておりませんが、昨年度から山形県の住宅支援制度を活用した米沢市住宅リフォーム総合支援事業を実施しております。この制度でも住宅の屋根に融雪設備を設置する費用について助成を受けることができますので、こちらを御利用いただきたいと思います。私からは以上です。

○佐藤 晃議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、白根澤議員の御質問の中の中学校の適正規模について3点についてお答えいたします。

御質問の中学校における地域とのかかわりにつきましては、議員お考えの趣旨に相違するも

のではございません。本市独自の事業として修学旅行期間中に行われることから、2年生が修学旅行に行く学校は3年生で、3年生が修学旅行に行く学校につきましては2年生で実施いたします地域での勤労体験学習、いわゆるYCW、これなんかは地域に根差した教育の一つであります。

しかしながら、地域に根差すことと小規模校であることは別のことであると認識をいたします。中学校につきましては、義務教育ではない高等学校への進学やその後に続く社会へのステップとして、広い集団生活への適合性がより重要な時期であります。また、学習面において各教科における専門教員の配置が必要であります。さらに、心身の成長が著しい中学生につきましては、部活動についても重要な教育でありますので、ある一定数以上の生徒数がなければ部活動の選択肢が広がりません。そのようなことから、1学年4学級以上の12学級以上を中学校の適正規模としたところであります。

次に、WHOの言う「学校規模100人以下が望ましい」ということについてですが、それは一つの見解であるというふうに思います。今回の基本計画案を策定する以前に、平成23年2月に基本方針として答申を受けておりますが、その答申の中に小規模校と大規模校のメリットやデメリットについて記載されております。私たちは小規模校におけるメリットについても十分認識をしているところですが、デメリットも多く、特に中学校におきましては教科担任制がなされており、一つの学校で12学級以上がなければ各専門教員の配置が難しい状況が中学校における小規模校の大きなデメリットとなっておりま

す。また、「ヨーロッパでは20人学級が通常であり、本市もそれを取り入れるべきである」という件に関しましては、ヨーロッパの初等教育、いわゆる小学校について1学級20人から30人と

言われておりますが、教育制度は各国での対応はまちまちであるように、日本には日本の教育制度があります。我が国の教育制度の中において、1学級20人学級は大変難しいという現実もあり、御理解を賜りたいと存じます。

過疎法、いわゆる過疎地域自立促進特別措置法第22条における教育の特殊事情への配慮につきましては、法の趣旨どおり配慮すべきでありますし、本市においても配慮はしているところであります。

なお、今回の基本計画（案）におきまして、小学校における学区の再編等につきましては明確に記載しておりません。しかし、複式学級のある小学校及び分校については、よりよい教育環境の創出という観点と、地域における教育の重要性の観点から、地元代表者協議会等で児童数の増減を注視しながら話し合いを行っていくこととしております。

中学校における特殊事情の配慮につきましては、先ほども申し上げましたが小規模校のデメリットは大きく、ある一定規模の生徒数を確保することが教育上の大きな配慮であると思われるます。また、遠距離通学者への配慮ということであれば、現在も遠距離通学者支援事業を行っているところであります。

最後になりますが、「計画については、急がず時間をかけて進めるべきである」という御質問につきましては、議員御指摘のとおり急がず、丁寧に進めてまいります。

9月から10月にかけて、各単位PTAの会長さんへの説明会や基本計画（案）の全地区説明会を市内の8中学校の体育館で実施いたします。第四中学校につきましては現在体育館がありませんので、北部小学校体育館となる予定であります。教育委員会では、全地区説明会後になります。年内中にパブリックコメントを募集し、年度内には計画（案）から計画としていく予定であります。来年度以降につきましては、

計画に基づき必要に応じてではありますが地元代表者協議会等を設置し、十分に合意形成を図っていきたいと考えているところであります。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、「1. 多くの方が利用する図書館にしていくために」の  
(1) 図書館利用者をふやす方策について、お答えいたします。

図書館の1人当たりの貸し出し冊数及び登録率につきましては、平成23年度1人当たりの貸し出し冊数は3.5冊、登録率は31.4%になっております。前年度と比較しますと、わずかではありますが増加しており、今後とも各分野の図書資料を豊富にそろえ、仕事から趣味、教養に至るまで日常の生活に必要な情報を入手することができることなどにより、幅広い年代の方に利用していただきたいと考えております。

続きまして、図書館の利用者をふやすためのさまざまな取り組みについてお答えいたします。

現在、図書館ではホームページや広報を通じて新着図書の紹介や講座等のお知らせを行っているところでありますが、議員の御指摘のとおりこれまで図書館を利用したことがない方を初め、より多くの皆さんに図書館を利用していただきたいと考えております。このため、まず子供の読書活動を推進していくための取り組みとしまして、今年度から平成27年度の開館に向けて、そのための具体的な方策を取りまとめる子供読書活動推進計画を関係機関、団体と連携しながら策定することとしております。また、現在図書館では月1回、未就学児を対象とした読み聞かせの会を開催しているほか、今年度からは夏休み子供図書館フェアにおきまして関係団体の御協力を得ながら司書の有資格職員も読み聞かせを行ったところであります。さらに、地域や学校で読書活動にかかわっている方々を対

象とした読み聞かせ講座やブックトークなど、子供の心を豊かにするための活動を支援する講座を開催しながら、子供の読書活動をより一層推進し、図書館の利活用につなげてまいりたいと考えております。

そのほか、ただいま議員から御提案のありました外国人のための日本語講座、起業、就労、子育て支援のための事業、引きこもりの解決のための事業につきましても、参考となる図書資料を特集コーナーとして設けながら提供することを初め、図書館において可能な取り組みを関係機関と連携しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、学校図書館への司書の配置についてお答えいたします。

米沢市では、読書活動の推進を図ることを狙いとして、平成23年度から3カ年計画で「本が大好き米沢っ子読書推進事業」を実施しており、全ての小中学校の蔵書の整備を行い、学校図書館の環境整備を進めております。また、特に読書活動を重視した特色ある学校づくりを推進する読書推進モデル校を指定し、これは小中合わせて5校で、読書活動の推進と本に親しむ環境整備も進めています。各学校の蔵書率も向上し、読書環境は整備されつつあります。

この事業を展開する以前より、読書好きな子供を育てるためには魅力ある図書館づくりや良書の整備、そしてさまざまな読書にかかわる工夫した取り組みが重要なのはもちろんですが、図書館に専門の職員がいることによってさらに子供たちの読書への意欲が高まるのではないかと考えておりました。このため、本市では平成20年度より学校図書館整備事業として小中学校に学校図書司書補助員を巡回配置する事業を行

い、平成20年度は7人、21年度、22年度は5人、平成23年度は7人、平成24年度は2人を任用し、全ての小中学校に期間を決めて巡回配置をしました。この結果、児童生徒が以前よりも学校図書館に通うようになったという報告も寄せられています。司書補助員が、読みやすく選びやすいように、また落ちついて本を読むための環境整備を行ったり、児童生徒が本を選ぶ際の相談に乗ったりするなど、活動が有効だったものと言えると思います。

このたび国の事業として学校図書館整備施策が平成24年度から始まっております。学校司書の配置が進むようにと地方財政措置が行われており、米沢市にも普通地方交付税の基準財政需要額に算入されております。しかしながら、1月から2月に入ったために、既に平成24年度に関しては計画済みであったこと、平成20年度より先駆けて本市では計画的な配置を行っていたことなどから、新たな配置までは至っておりません。

学校司書が司書の資格を持っていることは、専門知識を習得しているという意味で望ましいのですが、実際のところ資格を持っている人材は決して多くはなく、本市で配置してきた学校図書館司書補助員においても資格がない方がほとんどで、司書教諭や図書館主任の教員の指導のもと業務に当たっているのが現状であります。また、ほとんどの小学校ではボランティアの協力を得て本の整備、読み聞かせなどを行う体制づくりも進んでおります。

本市独自で行ってきました学校図書館整備事業は、緊急雇用創出事業や住民の生活に光をそそぐ交付金などをもとに実施しておりましたので、平成24年度で終了の予定です。今後、市としてどのように対応していくべきか、幾つかの課題の中から優先順位を決めて市としての対策を考えていく必要があると考えております。さまざまな面から学校図書館の整備と学校司書の

配置についてさらに検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） まず、順番に図書館のほうからお聞きしていきたいと思います。1人でも多くの方に図書館を利用していただきたいというようなことで考えておられるということでした。それは非常に前向きな姿勢だと思いますが、もう一つ、現在の米沢市の状況、全国もそうなんですけれども、少子化、人口減少というようなことが起きているわけなんです。そうした場合に、より一層一人一人の市民の方が力をつけて、社会的なところで活躍をする、仕事あるいはまちづくり等ということになりますけれども、そういうようなことが必要になってきているのではないのかなと。そういう点でも、図書館の果たすべき役割というのが大きくあるのではないのかなというふうに思ったところです。そういうさまざまな事業を行っていく場合に、外部の人との協力というようなことをやっていっていただきたいと思いますし、より一層図書館の事業の広報とか宣伝をしていっていただきたいなと思います。

その外部の人の協力というような点での、その一つとも言えるのではないかと思いますけれども、本の購入ですね、図書館で購入する本なんですけれども、ぜひこれを地元の書店から購入をしていただきたいなと思います。図書館が栄えて書店が廃れるというようなことではなくて、共存していかれるような関係をぜひとも築いていっていただきたいというふうに思います。お聞きしますと、現在では地元出版の本だけは地元の本屋さんから購入されているということなんですけれども、もう少し図書館で購入する本や雑誌について地元の書店から購入することができないのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 地元の書店からの図書購入をふやせないかという御質問ですけれども、現在図書館では一般書、児童書については株式会社図書館流通センターより購入し、郷土資料、雑誌などについては市内書店から購入しております。

図書館が提供する蔵書目録につきましては、図書の書誌情報を一定のルールに基づいて電子データの形式にしたもので、書誌情報につきましては書名、著者名のほか編者名、訳者名など10項目以上の情報からなり、それらの情報から利用者の求める資料に関する正確な情報を知ることができ、効率的に資料を探せるようになっております。

米沢市の図書館では年間約7,000冊の図書を購入しておりますが、ただいま御説明した情報の入力や資料の毀損、汚損など予防のためのフィルムコート、さらには日本十進法に基づく分類記号、図書記号、観察記号のラベル添付などを安価で迅速に行うことができる大手業者に限られていることから、現状で行っている購入方法が望ましいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） なかなか現状では難しいということなんですけれども、図書館フェアとかいろいろな催しをやっていくわけなんですけれども、地元書店と協力して実施していくということも全国的にはやっているところもありますので、別な形ででもやっぱり地元の書店と共存していくというような事業とか、そういうものをぜひ御検討いただきたいなと思っております。

それから、読書活動推進ということなんですけど、今年度から子供の読書活動推進計画を策定するための検討に入ることなんですけど、東京都千代田区では子供読書推進計画というものを立てています。名称は子供というふうにな

っていますけれども、区民全体を対象にした読書活動推進ということなんです。やっぱり読書といいますとどうしても子供というふうなことで、子供を対象にして子供が大人になってもずっと読書に親しんでいかれるようなという意味合いだというふうに思いますけれども、図書館利用、それから生涯学習というようなことを考えても、子供の読書の推進ということであつてもぜひ大人の読書の推進ということもあわせてこの中に入れて進めていっていただきたいものだなというふうに思います。そして、その中心になるところなんですけど、子供の読書活動ということになると教育委員会なり学校というふうなことにどうしてもなりますけれども、例えばこの千代田区では拠点となっているところは図書館なんです。図書館に拠点を置いているということなんです。こういうようなこともありますので、ぜひ御検討いただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 子供読書活動推進計画につきましては、先ごろ第1回目の委員会を行ったところでありまして、委員の方々ににつきましては小中高、さらには幼稚園、コミュニティセンター、一般公募の方など、読み聞かせなどを実践されている方など約10名ほどの委員構成になっておりまして、現在第1回目ということで今後の策定方針等々について山形県を初め既に策定している団体の資料等を参考にしながら、今後どのように進めていくかということで検討を重ねていくこととなりますので、ただいま委員から御提案があった内容等につきましても、千代田区等も含めてさまざま全国で既に策定並びに策定中の団体が50%を超えておりますので、いろいろな団体の内容等を参考にしながら計画を策定してまいりたいと考えております。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 学校図書館への司書

の配置について伺います。

司書補助員の方を採用されているということなのですが、今年度2名ということで、いきなり少なくなっているのではないのかなというふうに思いますが、これは何か理由があるのでしょうか。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 理由は2つでございます。1つは計画的に配置をしてきまして、各学校の巡回がほぼそれで終了するというのと、予算的な措置としまして先ほども申し上げましたけれども住民生活に光をそそぐ交付金のほうから今年度は費用を捻出している関係で、今年度は2人ということになってございます。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 図書の整理とかそういうことについてはほぼ終了ということなんですけれども、それでも教育委員会の事業の評価というところでは司書の常駐が望ましいというふうな反省もされているわけです。基準財政需要額に算定されているということで、一般財源で入っていますので、本当に司書の配置を希望するという場合には予算化をしてもらう必要があるというふうに思います。教育委員会として司書の常駐が望ましいというふうな結論を出されているわけですので、ぜひ予算化要望をしていただきたいと、来年度から計画的に配置ということで要望していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 今回24年度でいろいろな事業が終了するというので、校長会とも今後来年度の予算について話し合いを持ちながら、米沢市の教育課題の解決に向けて、図書だけを見るとやっぱり司書が欲しいというのもありますけれども、ほかの分野もいろいろありますので、そういった部分で必要な課題解決に向けた人的な要望、この図書も含めてそういったもの

を検討してぜひ進めてまいりたいというふうに思っています。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 一般財源ではありませんけれども、図書館に司書を配置するための予算として国が地方にお金を出したというものなんです。本来はこれをきちんと目的どおりに使うべきお金なんです。ですから教育委員会として必要だという結論を出されていますので、これを要求して予算化を求めていることは当然のことなんです。それを流用してほかに使うというようなことは目的外の使用であって、それは本来やるべきことではないというふうに思います。ですので、さまざまなやるべき必要な事業があるというふうに思いますけれども、ここは国として予算化をしたということを大切にさせていただいて、きちんと要求をしていただきたいと思います。

中学校の適正配置についてなんですけれども、欧米の例を取り上げましたところ「国によって教育制度が違う」という御答弁でした。欧米においては小学校、中学校、そういう年齢層の子供について分けては取り上げていないところなんです。ほぼ1学級の人数、それから学校規模も日本の小学校、中学校に当たる年齢層の子供たちは同じように少人数であり小規模校であるというような現状にあるところなんです。それについてはやっぱり理由があるわけですし、人間が育つには学校そして家庭、地域社会において長い期間にわたる親密な継続的、安定的な異年齢の維持が不可欠であり、その過程で生きた経験が人間をつくるんだと、こういう考えのもとに行っているということなんです。ですので、欧米においては1学年1クラスということが多くて、クラスがえをしないんです。クラス担任も変わらない。そして地域の人々との交流も重視しているということなんです。こういう考えのもとに、日本でもクラスが

えをしないという中学校もあらわれてきています。

日本では12学級から18学級ということが文部科学省のほうで示されていますけれども、それは教育的な配慮のもとに、教育的な観点からそれが打ち出されているというようなことが言われていますけれども、決してそうではないのです。文部科学省中央教育審議会ですけれども、2008年の6月に教育的観点からの学校の適正規模、学校統廃合の基準づくりを検討したんですね。2008年6月に開始して、2009年8月に答申をする予定でしたけれども、この答申がなされませんでした。学校の適正規模の基準については、その作成作業を中止したままなんです。いまだにその結論が出されていないということです。では12学級から18学級というものはどこから来ているのかといいますと、小中学校の統廃合の関係での予算措置の目安として出されているんです。その中で12学級から18学級というふうに出されてきていますし、通学の距離についても小学校は4キロメートル以内、中学校は6キロメートル以内というふうに出されてきています。しかし、通学距離については、1963年に適正基準値として当時の文部省が示している数字があります。中学校は、農村部については2キロメートル、30分以下、都市部については1キロメートル、15分以下と示しています。学校の配置についても、この基準こそっていくべきではないでしょうか。どういうふうにお考えでしょうか。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 適正規模の件でございますけれども、基本的には適正規模・適正配置の基本方針に沿った形で計画（案）を作成いたしておりますけれども、まず中学校については何よりもまず子供たちの学習環境、そういったものを一番に考えたところであります。経済的なものというよりも、国語、数学、英語、理科、

社会の5教科の教員をそれぞれの学年に配置できるということ、ほかの教科については何人かの先生がというようなことで、そういった部分で12学級以上ぐらいでないとそういった専門の先生を複数配置することが難しいということが一番にあります。ですので、そこが1つと、それから、保護者さんたちからいろいろ言われております部活動についても、ぜひ子供たちが自分で選んで自分でこれをしてみたいという部活動ができる、選択できる学校規模というようなこと、ここを大きく取り上げて考えたところでもあります。

もちろんもう一つは、小学校のときは自分の生まれた小さな地域ですけれども、中学校はやはり一回り大きい地域として考えていく、さらに高校になればもう一回り大きいというふうに考えておるところであります。ですので、地域性につきましても先ほど教育長が答弁しましたように小学校時代のように狭い地域でなくて、一回りもう少し大きく地域を見ていくというスタンスであります。

それから、クラスがえという部分につきましては、今議員お述べの場合にはクラスがえをしないということですが、クラスがえはぜひさせたいという方向で考えてきています。やはり小規模で、幼稚園、保育園から人間関係が固定してずっと同じ人間関係でいってしまっていて、なかなか何というんでしょうか、体育はこの子が得意だとか、音楽はこの子が得意だということがもうずっと変わらないでいってしまうということで、やっぱりクラスがえをして、新たな人間関係を構築したいというのは大事にしたいところだなということで考えております。しかし、小学校については計画（案）でも記載しておりますとおり何とかそのところを関係者が努力して、1学年1学級でもというところまで考えたところではございます。

それから、通学距離につきましては小学校4

キロメートル、中学校6キロメートルということで、今現在行っているものを記載させていただいておりますけれども、周りの市町村を見ましたところやはり適正規模・適正配置を進めているところは学校までの距離が遠くなっていて、その基準もその地域地域で見直しているところもございますので、今後進めていく中でそういった通学距離につきましても地域代表者会議等で相談をしながら、子供たちが通学に困らない、そして安全に通学できる、そういった環境づくりをしていかなければいけないというふうに思っています。議員お述べのとおり、学校、地域、家庭が一体となって子供たちの教育ができる、そういった環境づくりをしていきたいと思っております。

以上です。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 5教科の教員配置なんですけど、12学級以上でないというふうなことなんですけれども、それは現在の文部科学省の配置基準だと思います。これは決して動かせないものではないというふうに思います。少人数学級も、全国の取り組みの中で国を動かしてきたわけです。そういう意味では国も変わる可能性がありますので、これをやっぱり固定的に捉えることなく、やっぱりどういうふうな学校の規模だと本当に子供たちにとっていいのか、そういうふうな観点でぜひとも考えていただきたいと思います。

そして、この適正配置を進めるに当たっては地元の説明会をするということなんですけれども、当事者に話を聞く必要があるんじゃないかと思っています。それは教員の方、それから生徒たち、こういうところからの意見を聞くということはお考えでしょうか。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 あらゆる方から御意見を頂戴したいと思います。教員、そして子供た

ちからも意見を聞いていきたいと思っています。

○佐藤 晃議長 以上で、9番白根澤澄子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休 憩

~~~~~

午後 3時15分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、本市の将来のまちづくりと財政について外1点、21番山村明議員。

〔21番山村 明議員登壇〕（拍手）

○21番（山村 明議員） きょう最後の質問者となりまして、外が大変暑いところで皆様お疲れのところ、静かに一般質問をやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1つ、本市の将来のまちづくりと財政について。

市長が5月22日に予定して中止とした臨時議会が、先月8月28日に開会されました。議案の内容は、西部小学校の耐震補強工事と新文化複合施設の建設地変更に伴う議案でした。新文化複合施設議案はどうなるかと思っておりましたが、反対10票、賛成12票という僅差でした。もう一人がもし反対であれば可否同数となり、議長裁断に委ねられるところでした。

採決がどうなるものかと、マスコミも市民も多くの傍聴者も固唾をのんで注目された議案でした。このように、マスコミ、市民の大きな関心と呼び、議案に賛成の市民、反対の市民が傍聴席に数多く来られた議会は意外と多くはありません。少ないのです。私が思い当たるのは36年前、昭和51年3月の米沢市が赤字再建団体の指定を受けるか否かの議案のとき、16年前、平成8年6月の南部土地区画整理事業中止の議案のとき以来なのではなかったでしょうか。というふうに思います。

このたびの新文化複合施設の行政のどたばた劇と議案の採決の際どきは、これからの米沢市の将来のまちづくりにどう影響していくのか、しっかりと検証しておかなければなりません。私も市民の方々から「今回の問題はポポロビルの大家側が悪いのかたな子側が悪いのか、はたまた市行政側が悪いのか」と聞かれても、真相が明確にされておらず、大家さんとたな子さんは目下裁判で係争中であり、市長がたな子の会社を訪問したとお聞きしまして、私は大家、たな子、行政が三つどもえのぐちゃぐちゃの関係になっているのではないかと危惧しております。真相を究明するために、6月21日、議会に百条委員会の設置提案が出ましたが、通りませんでした。私は市民に「どうなってるの」と問われても、答えることが明確にはできません。

世界に目を向ければ、ヨーロッパのEUでの南ヨーロッパの国々の財政が厳しい中で、EUの立て直しにドイツ、ほかの国々がかかわれば、足を引っ張られる。EU、ヨーロッパ経済がどうなるかという状況です。ヨーロッパへ輸出をしていた中国を初め世界経済を牽引してきたNIEs諸国の経済の伸び率が鈍り、世界経済の伸びが停滞しつつあります。

米沢市内にも関連会社のある電機や半導体などの大手製造業でも、国内の法人税や人件費などのコスト高に円高の長期化もあり、規模の縮

小と人員合理化の流れはとまっております。自動車産業でも、今までは日本は好調でしたが、東アジア諸国の技術力の上昇と安い価格の自動車で市場に参入しており、世界市場が大激戦となってきました。人気の高いドイツ車などを初めヨーロッパ車もグレードの高いクラスでは存在感があり、堅調です。

ことしの流行語大賞に選ばれる言葉の一つに「近いうちに」も入ってくるだろうと思われますが、日本の国会も混乱をしており、地方財政への影響も心配されます。大きな問題点は、赤字国債発行法案が通らないために財源が不足し、地方交付税で2兆1,000億円が一時的に減額されるようです。政府は市町村への配分は影響が大きいので、都道府県レベルでの対応を考えているような報道であります。県の予算に影響があれば、間接的に米沢市の予算や県関連の市内の公共事業などへの影響が心配されます。世界の状況、日本の状況、山形県の状況はやはり大変だと思われます。規模の縮小と、経済の厳しい将来予測になると思われます。そのような中で市政運営は、厳しい状況にならざるを得ません。

質問に入ります。

1. このたびの新文化複合施設建設議案で、このように多くの反対を受けたのはなぜだと思いますか。

2. 際どい採決になることは予測しておられなかったのでしょうか。

3. 混乱した経緯をどのように把握しておられるのか。

4. 当初の都市再生整備計画事業の総額で約49億円でありましたが、計画の変更や追加工事などで今現在の予算額はどの程度までになっているのか、お聞きいたします。

5. 裁判の長期化が心配されますが、ポポロビルとの覚書の有効期限はどのぐらいまでと考えておられるのか。

6. 中心市街地活性化事業補助金は全国でどのくらいの市町村が申請し、どのくらい補助金を受けた自治体があったのかお聞きいたします。

7. 国からのこういった補助金はこれからもあると思われますか。

8. 人口減少や市税減、経常収支比率の上昇などが心配されるが、財政の将来予測をどう見ておられるか、お聞きします。

9. これから予想される高額な施設整備はどんなものを予定しているのか、お聞きいたします。

2つ、放射能検査について。

農産物などの放射能検査は米沢・置賜でできるのか、山形まで行かないとはかつてもらえないという話がありますが、どうなのでしょう。

空間放射線量が県内で福島に近い米沢が一番高いと思っていましたが、最近の新聞を改めて見てみますと村山市が非常にというか、専門の方々から言わせると数値的には低いというもの、福島から遠い村山市の放射線量が高いというふうに出ていますが、それがなぜかもしおわかりになればお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山村明議員の御質問にお答えいたします。

私からは、新文化複合施設関係についてお答えいたします。その他につきましては部長よりお答えいたします。

新文化複合施設整備に係る案件につき、さきの8月臨時議会では賛成12人、反対10人となりましたが、最大の反対理由につきましてはその前提にはランドデザインを十分に説明し切れなかった等があるわけですが、臨時議会においての理由は地元が反対しているということだったように思います。しかしながら、9月3日に開かれました中部地区・市長を囲む座談会では、

発言者の人数を見ると反対6割、賛成4割であり、必ずしも地元の大半が反対という状況ではありませんでした。今後とも中心市街地活性化の必要性や緊急性、市の長期的発展のための市民ギャラリー、図書館の重要性について御理解をいただく努力を地道に続けていかなければならないと考えております。

なお、採決結果につきましては、僅差になるのかそうではないのか、いろいろな場合を想定していたところであります。

また、一連の混乱の経過につきましては、借地借家法における大家とたな子の権利関係を甘く見たこと、事態を議会に報告するのが遅くなったこと、議会への十分な事前調整なしにまちの広場へ建設地変更案を打ち出したことなど、一連の流れが原因であるものというふうに考えております。議会に対しては丁寧な説明、対話を心がけながら市政運営をしていかななくてはならないと改めて考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、新文化複合施設の市長答弁以外の部分についてお答えをさせていただきます。

都市再生整備計画事業における事業費について、交付金対象外の経費も含めて総額約49億円というふうな当初の説明をしておりますが、今現在この額は幾らになっているかという御質問であります。

都市再生整備計画事業については、ことしの8月臨時会後、現時点での全体事業費についてこれからの分も含めて約51億8,000万円となっている状況にあります。その主な増減内訳を申し上げますと、新文化複合施設のうち図書館の部分について基本構想を受けまして必要面積をふやしたことによる想定事業費の増額、さらには

建設地の変更による用地費の減額等、一方では建築費、設計費等の増額があり、その差引総額が2億9,000万円の増となっております。

中部コミュニティセンター整備につきましては、請負差額が生じ、約2,000万円の減、まちなか歴史公園の整備につきましては、主に用地費等でありますが約1,000万円の増、人工芝サッカー場整備の施設につきましては、この施設の充実に伴いまして約1,000万円の増、松川河川敷おまつり広場会場の整備につきましては、事業費の精査に伴い約1,000万円の減額となっております。当初全体事業費に対しまして、現時点で約2億8,000万円の増額というふうな状況になっております。

なお、今後の全体事業費の増減につきましては、新文化複合施設の設計が進みますと施設整備の内容や構造、工法等が具体化してまいりますので、事業費の増減が生じる可能性があります。改めて議会へ御説明をしながら事業を進めていきたいと考えております。

次に、本市とポポロビル所有者との間で結びました覚書について、有効期限はどのぐらいかという御質問でありました。

本市とポポロビル所有者との覚書につきましては、交流広場整備事業地としてポポロビル用地を取得するための取り扱いを定めたものであり、ポポロビルに現在入居しているテナントが退去した場合にその効力が発生する内容となっているものであり、覚書の締結時点でその期限を定めたものではございません。大きなお互いの条件が変わらない限りにおいて、期限はないというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、都市再生整備計画事業について認定を受けた自治体はどれぐらいあるのかという御質問についてお答えいたします。

まちづくり交付金における都市再生整備事業計画につきましては、地方分権の趣旨を踏まえ

てまちづくりの主役は市町村であるという理念のもと、地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することによって、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図ることを目的として、平成16年度に創設された制度であります。その後、平成22年度に新交付金である社会資本整備総合交付金に統合された事業であります。

平成16年度から平成23年度までに国に認められた全国の採択地区数は2,039地区となっており、全国の半数以上の市町村で活用されております。なお、山形県における採択地区数の状況は、平成23年3月31日現在で21市町の30地区で採択され、活用されております。

次に、まちづくりを行うための国の補助事業は今後どうなっていくのかについてお答えいたします。

社会資本整備総合交付金制度の今後の見通しとして申し上げますと、国の厳しい財政状況等を考えれば、先行きが不透明な部分も確かに状況としてございます。しかしながら、現在認定を受けているこの第1期計画の事業については、計画完了までの平成26年度までの間は継続して支援を受けられるものと考えております。

次に、「今後10年から20年の見通しの中で、本市が行う大規模施設整備についてどのようなものを想定しているか」の御質問であります。

大規模施設整備につきましては、これまで米沢市まちづくり総合計画の実施計画策定の中で検討し、計画への登載をもって具体的な説明をさせていただくという流れになっております。第4期実施計画に登載している事業の中で、大規模施設整備に関連する事業につきましては、寿山荘や市立病院の建てかえ、また東北中央自動車道に伴う休憩・地域振興施設の整備を掲げております。これらの事業につきましては、今後検討を行っていくことになっておりますので、個々の事業につきましてそれぞれ議論が深まり

ましたならば改めて議会に御説明をさせていただきたいと考えております。本市が現時点で予定している大規模施設整備についてはこの3つの施設となりますが、学校以外の公共施設の耐震化等につきましては来年度の実施計画の見直しに合わせてその順位づけなどの計画策定を行う予定にしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、2点お答えいたします。

まず1点目ですが、本市の将来のまちづくりと財政についてのうち、財政の見通しについて申し上げます。

本市においては、総合計画の実施計画の策定に際し5年間の財政計画を作成し、計画的な財政運営を行っているところであります。去る3月にお示ししましたまちづくり総合計画第4期実施計画の策定に際しての財政計画におきましては、平成28年度までの財政状況の見通しとして都市再生整備計画事業も含めた第4期実施計画掲載事業の事業費といった歳出とあわせて、市税、地方交付税、国県支出金や地方債などといった歳入の推移も推計するとともに、基金や地方債残高並びに経常収支比率や実質公債費比率の推移についても推計したところでございます。市税につきましては、今後の景気の動向や評価がえの影響の予測を行いながら、現行税制に基づき推計を行っております。また、地方交付税のうち普通交付税につきましては、この期間中の市税の見込みや交付税措置のある市債の償還状況などを勘案して推計しております。このほか、国県支出金や地方債につきましては第4期実施計画掲載事業を勘案して額を推計しております。

この結果、都市再生整備計画事業も含めた第

4期実施計画掲載事業を実施しても、毎年の財政運営を円滑に進めていくことは十分可能であると予測したところでございます。また、財政指標のうち経常収支比率は少子高齢化の影響で扶助費等の伸びが見込まれることから、90%台の後半で推移すると推計しておりますが、都市再生整備計画事業のような建設事業が特に関連する実質公債費比率につきましては、近年の投資的経費の抑制策により今後も順調に比率が低下していくものと推計しております。このほか、市債残高につきましては臨時財政対策債等赤字地方債の残高は累増する見込みではあるものの、建設事業充当につきましては都市再生整備計画事業以外の建設事業について引き続き抑制する計画であることから、残高は減少する見込みであります。全体としては横ばいで推移するものと予測しております。

このように、財政指標等の面からも将来に過度な負担を残すことなく、本事業の実施は十分可能であると予測しているところでございます。都市再生整備計画事業に限らず、事業全般において今後とも国等の補助制度や交付税措置のある有利な地方債などを活用し、後年度の世代に過度な財政負担を残さないような財政運営に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目でございます。放射能検査についてですが、村山地域と本市の空間放射線量の違いについて原因をどう捉えているかわかればというような御質問でございました。

山形県内の空間放射線量につきましては、現在文部科学省と連携して県内26地点で24時間連続測定を行っております。これとは別に、県内全市町村で月1回、4地点以上で測定を行っております。県内26地点の状況でございますが、9月3日の14時30分現在の測定値であります。毎時0.027マイクロシーベルトから0.073マイクロシーベルトでございます。定期的に測定している県内全市町村の測定値等から、県では「測

定の結果についてはいずれも人体に影響がない低い水準で、除染が必要な地域はありません」との見解を示しているところでございます。さらに環境省においても「現在のところ山形県には追加被曝量1ミリシーベルト以上の除染対象地域はないと考えている」との見解が示されているところでございます。

このように、県内はいずれも極めて低い測定値であることを認識しておりますが、その中で村山地域の空間放射線量が米沢と比較してわずかですが違いがあるということにつきまして、本市として原因を分析しているわけではございません。ただ実態的には山形市の衛生研究所屋上にある測定値については、置賜総合支庁の測定値よりも低い数値となっております。ただ、学校や公園などの県内全市町村で定期的に測定しているその他の地点における測定値や、文部科学省の調査結果等については全体的に本市の測定値のほうが低い数値となっているところであります。

一般的には、原子力施設で緊急事態が発生し、気体状あるいは粒子状の放射性物質が漏れると、大気とともに雲のように流れる状態で移動する放射性プルームとなり、これが上空を通過するとその地点の空間放射線量は一時的に高くなり、また同時にくぼ地などの地形や風向き、降雨、積雪、こういった影響で降下する場合があります。放射性物質が地表面などに沈着すれば、結果としてその地点での空間放射線量が高くなるとされております。

群馬大学の早川由紀夫教授が作成された「福島第一原発から漏れた放射能汚染ルートとタイミング」というマップによりますと、女川ルート、一関ルート、飯館ルート、群馬ルート、柏ルートなど幾つかのルートが示されております。このうち、3月15日午後の飯館ルートにつきましては、放射性プルームが福島第一原子力発電所から北西に流れた後に福島市周辺で急激に南

に進路を変え、郡山、那須、日光と流れたと考えられております。また、3月20日ではありますが、一関ルートにつきましては同様に北西に流れた後、山形市周辺を通過して北北東の一関へ流れたと考えられているものでございます。ただ、3月20日の夕方には山形市周辺では雨が降っていた状況にありました。放射性プルームが上空を覆うと、空間放射線量が上昇することになります、そのまま移動すれば空間放射線量も下がることになります。ただ、放射性プルームが上空を覆っているときに雨が降ったことで、状況に違いが生じたのではないかと推測しているところでございます。

なお、空間放射線量の測定値につきましては、原発事故に由来するものが全てではありません。もともと宇宙や大地からも放射線が放出されており、全世界平均では年間2.4ミリシーベルト、日本における値は1.4ミリシーベルトと言われております。特に大地から受ける放射線量は、大地に含まれる鉱物の種類によって地域で異なるものとなっております。

最後になりますが、原発事故後の風向きや降雨によって県内の各市町村ごとに空間放射線量の測定値に若干の違いが発生していると思われるものの、県内の現在の空間放射線量の測定値につきましてはいずれも極めて低い測定値であるということを申し添えて、答弁とさせていただきます。

○佐藤 亮議長 小川産業部長。

〔小川正昭産業部長登壇〕

○小川正昭産業部長 私からは、放射能検査についてのうち、米や農産物の検査について米沢・置賜でできるところがあるかどうかなどについてお答えいたします。

初めに、簡単に米や農畜産物の放射性物質検査についてお答えいたします。

現在、米や農畜産物の放射性物質検査については、山形県が国の指示に基づき放射性物質検

査に準じて、本市を含む県内各市町村の出荷量や出荷時期を考慮しながら実施計画を策定し順に実施しており、全頭検査を実施している牛肉と、県の方針に基づき検査を強化している米を除いて、今年8月30日現在で延べ414品目の農畜産物やキノコ類及び魚介類の検査を実施し、全てにおいて不検出または国が定める基準値を大幅に下回る結果となっており、県産農畜産物等の安全性が確認されております。このほか、大豆、ソバ、麦、野生キノコでも検査を実施しており、安全性が確認されているところであります。

米沢・置賜で検査ができるかについてであります。簡易な検査につきましては米沢で行うようではありますが、きちんとした分析を行うにはさまざまな環境測定会社の支店等が山形市に集中している現状にあるようでございます。

私からは以上であります。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 新文化複合施設の年間の維持経費はどれぐらいと見込んでおられるのかお聞きしたい。

それから、現在の図書館、ギャラリーと比較して職員の配置、人数などはどう変わっていくのか。立派な施設ができるので人数がかなりふえるのかなという心配があるわけですが。

それと、今の総務部長の答弁とダブってしまうのかもしれませんが、まちづくり交付金、今後起債の償還の見通しはどうなるのか。やはりこういった多額の整備をやった場合には償還が何年ぐらい先までかかっていくのかなということが非常に、額も心配でありますし期間も心配であります。その辺を一応お聞きしておきたい。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 私からは、新文化複合施設の維持管理費につきましてお答えいたします。

機械設備等のランニングコストなどハード面

はこれから再開する設計作業を進めていく中で、また人件費やソフト面につきましても施設全体の管理運営体制を今後検討していく中で詰めていきたいと考えているところでございます。

なお、職員配置や人数につきましても、今後施設の管理運営に関しましては指定管理者制度の導入や業務の一部委託、直営などを検討していく中で決めていくこととなりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 私からは、市債の償還につきましてお答えいたします。

これにつきましては、既に市政協議会、それから広報にも掲載してございますが、都市再生整備計画事業の22年度から26年度までの5年間における建設事業に係る市債の発行総額は85億5,700万円と考えております。そのうち、この事業に係る市債の発行額につきましては約22億5,000万円と見込んでいるところでございます。それから、27年度以降の建設事業に係る市債発行額を毎年15億円と見込んでいるものであります。都市再生整備計画事業に係る公債費につきましては、平成28年度に1億円を超え、その後30年度から42年度まで大体毎年1億5,000万円ほどの額となると見込んでおります。それで、本事業が完了して20年後の平成46年度をもって償還は完了するという考えでございます。

全体として建設事業に係る公債費の推計でございますが、平成22年度から27年度までは20億円後半で推移していくと考えておりますが、伝国の杜の整備の返済が段階的に終了する28年度から大幅に減少していきまして、30年度以降については20億円を切るというふうに考えてございます。全体的には、先ほど答弁にありましたように49億円より増額になるというふうなことでございますが、起債のメニューが変更になりまして、若干交付税の措置も考えられるということから、大きく実質の負担額がふえるもので

はないと考えているところでございます。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 米沢市も人口の減少に入ってきて、かなり減ってきているわけでありまして、人口減少とか高齢化率、それから財政の悪化、そういったものをグラフであらわしていきますと、最初は直線的なレベルで下がっていくんでありますけれども、ある一点を超えるあたりから放物線的にぐんとカーブがついた下がり方をしていくというのが、そういった数値をよく見るわけでありまして、米沢市も今後いろいろな人口の減少を含め財政も、そういった放物線的な下降をしないように支えていかなければならないし、そうならないように財政運営、市政運営をやっていかなければならないんだろうなというふうに思います。

今回のポポロビル、まちの広場、新文化複合施設、この問題の中での損失額といいますか、無駄になった金額はどのぐらいになっておられるのかお聞きしておきたい。このことについては口頭で申し上げておりましたので、お答えをいただけるものだというふうに思っております。

それから、佐賀県の武雄市では図書館運営をレンタル店T S U T A Y Aを展開する民間企業に委託する計画を発表したそうであります。こういった、先ほど教育管理部長からも指定管理等のお話があったけれども、やはり全国に情報を発信できるような内容を何か盛り込んでやれば非常に有効じゃないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 私からは、最初のほうの御質問、損失額についてであります。

新文化複合施設の建設地がまちの広場に変更したことによって無駄になった経費という捉え方ではありますが、これは実施済みの建物の基本設計や地質調査、それから用地測量、この委託料について最大で約2,000万円というふうに考え

ております。実施済みの建物の基本設計については、請負設計者と協議を進めて、精算額を確定した上で新たな基本設計を進めていきたいというふうに考えております。また、まちの広場での地質調査、用地測量につきましては、当初計画地での損失をなるべく少なくするためにも、実施済みの成果を最大限活用しながら経費の削減に努めて、業務委託の発注を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 図書館の管理運営の点でございますけれども、利用者の利便性の向上というものがやはり大切だと思います。そして一方ではやはり管理運営の効率性を高めるという部分も必要だと思います。そういった視点から、最良の管理運営の形態の選択というものが必要と考えておまして、全国に発信できるようなという部分については今後の検討課題ではございますが、武雄市さんのような形になるのか否かについては現時点ではお答えすることができませんので、よろしくお願いいたします。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） それから、まちの広場が変わることによりまして、市道まちの広場線、当初はなくすと言って途中から地元要望が湧き上がったせいか残すと言って、このたびまちの広場に建てるというふうに正確にきちっと決まったわけですが、このまちの広場線のところのこのたびの計画がどういうふうになっているのか。確認の意味も含めてお聞きしておきたい。

それから、ポポロビルにはギャラリードリームもかつて入っていたわけでありまして、解体になるというふうになった場合にそこにはアスベストが使われているかどうかはわかっていますか。一応お聞きしておきたい。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 最初に1点目の市道ま

ちの広場線についてでございます。確かに4月の段階で唐突な方針転換について方向性を公表させてもらったわけではありますが、その時点でできれば廃止というふうな表現をさせていただきました。そのことについては当然ながら白紙撤回をその後させていただいておりまして、現時点ではこの整備についてはまだ決着はついてございません。今後、地元の方々、そしてそこで御商売をされている商店街の方、近隣の商業者の方々も含めて御意見を賜りたいと、そういう機会をつくりたいというふうに思います。そうした意見を踏まえながら、市道まちの広場線の整備の方向性について固めていきたいというふうに思います。

それから、今のポポロビル、御指摘のところでありますが、これについては具体的な調査がまだ行われておりませんので、現時点では断定的なことは申し上げられないという状況になります。今後解体ということが決まってまいりましたならば、その時点で調査をさせていただいて、適切な措置を講ずるべきというふうに考えております。

○佐藤 兵議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 市道まちの広場線につきましては、一時廃止という線が出まして、地元でもかなり憤慨をしている方がおられまして、その後今説明ありましたように白紙撤回ということですが、現在については決着はついていないと。白紙撤回したから道路部分は残るのかなというふうに思っておったんですが、では決着はついていないということなんでしょうか。地元としてはやはり真っすぐな道路で対面通行にしてほしいという強い要望があるんです。特にあそこのまちの広場線の北側部分の皆様方は非常に、かつてはきちんと通り抜けをしておったものがあるとき突然行政側にあの道路をとめられてしまって、その後地元商店街が非常に廃れたという言い方がちょっと適切かどうか

らないですが、非常に苦慮されたと。それで、一方通行ではありますがうねうね道路で辛うじて通れるようになって、ちょっと一段落していたのが今度またとめられるということになれば、地元では非常に苦慮するとか反発が出てくるんじゃないかなというふうに思います。ぜひとも真っすぐな道路で対面通行にしてほしいというふうに私も要望を受けておりますので、そのことは強く要望いたしておきます。

それから、先ほどの放射能の問題であります。8月28日のテレビニュースで福島県の新米の放射能検査の様子が放映されておりました。ベルトコンベヤーの上を、紙製だと思われすけれども米袋が流れていって、機械の下を通ると一瞬で結果が判明するという様子が映し出されておりました。米沢の数値は低いからと言われるものの、そういった流通、販売するようなものについてはやはり米沢で機械にかければ瞬時に結果が判明するというようなものがあればいいなというふうに思います。あのような機器を米沢でもぜひ購入すべきではないかなというふうに思いましたが、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 今議員お話しのベルトコンベヤー式の検査であります。米の全袋検査でありまして、平成23年米から暫定規制値を超える数値が検出された福島県で実施されております。スクリーニング検査でありまして、平成23年米が全て不検出だったという本県の状況とは異なるというふうなこともありますので、そのような検査機器の導入までは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） それから、これから予想される施設整備をお聞きしたところ、寿山荘、市立病院、新しいインターチェンジのところでできる物販施設のなというお答えを頂戴い

たしました。今回20億円で新文化複合施設をつくるという予算でありますけれども、この間ニュースを見ておりましたら尖閣諸島の国の買い上げ予定額が22億円ぐらいだったのですか、大体似た金額だなと、これが高いか安いかということでもありますけれども、米沢市の財政からすれば土地代が含まれていなくて20億円というのはやはりかなり高額なものだというふうに私は思っております。では米沢で今必要なものは何だというふうに言われますと、ただいま出ましたこれからの高齢化社会、こういったものをどのように地域として支えていくかということになれば、やはり市立病院の充実が、私は図書館なんかよりもっと早くに優先してやるべきものだろうというふうに思っているところであります。今の市立病院の外来棟、管理棟、これらの部分が結構老朽化していると、こういったものの建てかえを早く進めて、やはり安全・安心なまちづくり、地域の方々が病気になったときに対応してもらえるという体制を構築していくべきだろうというふうに思います。

それから、新しいインターチェンジの物販施設でありますけれども、いつも思うのが米沢の道の駅と飯豊町の道の駅、これを比べると田沢にある道の駅は規模も小さくて最初のうちは本当に車が通らなかったんですが、今はある程度は通るようになりましたけれども、飯豊町の道の駅「めざみの里」ですか、あれの繁盛ぶりを見ていますと非常にすばらしいなというふうに思うわけでありまして。やはりああいったものに多額の投資をしても、地元が多額の販売金額、それから米沢牛を食べていただくレストラン的なものを建てていく、やはり建てた投資金額が十分数年後にはそれを賄っていけるというふうな、そういった米沢市のまちづくりというものをやっていかなければならない、そういう将来につながるような投資型予算の兼ね合い、そういったものをやっていくべきだというふうに思

いますけれども、その辺については一応見解をお聞きしておきたい。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 ただいま御意見のありました道の駅等でございますが、これにつきましては私もそのようなことが大変望ましいなと思っているところであります。今後庁内の合意形成を図りまして、また関係者の御意見をお聞きしながら、その準備を進めていきたいなというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） それから、今回の新文化複合施設については文化会館と一体的な改築構想がなぜ出てこないのかという話の中で、当局のほうからは「平成26年度に耐震化調査が入る」ということでありますけれども、この耐震化調査が入って、文化会館が補強とか改築をしなければならないというふうになったときには、今回の新文化複合施設の建設やら、そのときポポロビルの跡がまちの広場機能がついたものになっているかどうかその辺もまだ定かではないんですけれども、それから駐車場を含めて文化会館に何らかの手を加えるときにはまた新たな全体計画というものを練っていくことになるのでしょうか、それとも文化会館単独の話という形になるのでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 市民文化会館については、何度か議会のほうでも御説明をさせていただきましたが、平成9年に阪神淡路大震災を受けまして県のほうが施工したわけでありまして、簡易診断を一度しております。その中では、建物の堅牢性については問題がないというふうなお墨つきをいただいておりますので、耐震診断をしてすぐというふうな状況にはならないものと考えておりますが、今持っている文化会館の課題、さまざまございます。実は空調設備の問題ですとか、それから座席の問題ですとかご

ございますので、そうした課題解決も含めながら長寿命化を図っていくのが当面の課題かなというふうに考えております。一方で、文化会館建てかえに向けましては、新たな文化会館がどういうあり方が望ましいのかという部分についてはやはり市民からも広く意見を聞きながら、構想をつくっていく時間が必要になってまいりますので、この部分についてはまた時間をかけながらさまざま議論を積み上げていく必要があるというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 最後に、非常に今回行政側も大変苦慮された面が多かったというふうに思っています、この一連の問題ですね。今後の再発防止となるべき分析といいますか、そういう解明とそして反省点というものはしっかりとなされたのかどうなのか、それともこれらなんですかね、その辺についてのあれが。そういったことについて議会にも情報としてはいただけるのかなどうなのかなというところをお聞きして、最後の質問にしたいと思います。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 これにつきましても、5月の全員協議会の際に一部お話をさせていただいた経過がございます。先ほど質問の答弁があったわけですが、要するに法律関係についてこちら側としては大家とたな子という関係から少し一步引いたわけではありますが、見通しについて非常に甘かった部分があったというふうなことがまず第1点目の反省としてございます。それから、議会との関係において配慮が足りなかった、そういう進め方をしてきたという部分についても、大きな反省点としてございます。これからも引き続き再発防止に向けてさまざまに努力をしていく、考え続けていくというふうな姿勢でいきたいと思っております。なお、法律関係の問題についてはやはり専門家から意見を聞きながら、柔軟な発想といいますかさまざま

まな危険性を認識しながら進めていくという慎重性がこれから求められていくというふうに考えておりますので、ぜひそのようなスタンスで事業を進めていきたいというふうに考えております。以上であります。

○佐藤 晃議長 以上で、21番山村明議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○佐藤 晃議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時11分 散 会